

全都清ニュース

平成18年度第2号

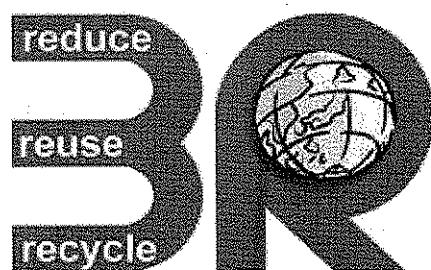
「循環型社会への改革・Recipe Book
～3R推進交付金（循環型社会形成推進交付
金）ガイド～」がこの度公表されましたので、
ご参考までにお送りいたします。

平成18年6月

社団法人 全国都市清掃会議

循環型社会への改革・Recipe Book

～3R推進交付金(循環型社会形成推進交付金)ガイド～



Ministry of the Environment

平成18年5月

廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

目 次

1. はじめに	1
2. 3R推進交付金制度の概要	2
3. 事例集	17
4. レシピ集 ~各施設における設備の組合せ例~	23
I. マテリアルリサイクル推進施設 とは？	24
- ①リサイクルセンター	
- ②ストックヤード	
- ③灰溶融施設	
- ④容器包装リサイクル推進施設	
II. エネルギー回収推進施設 とは？	29
- ①熱回収施設(焼却(含ガス化溶融))	
- ②高効率原燃料回収施設(含ごみメタン化施設)	
- ③ごみ燃料化施設(RDF、BDF、炭、エタノール燃料 等)	
III. 有機性廃棄物リサイクル推進施設 とは？	33
- ①汚泥再生処理センター	
- ②ごみ飼料化施設	
- ③ごみみたい肥化施設	
IV. 循環型社会の基盤となる最終処分場 とは？	37
- ①最終処分場再生事業	
V. 水循環のための施設 とは？	39
- ①浄化槽事業	
- ②コミュニティ・プラント	
VI. 産業廃棄物対策のための施設 とは？	42
VII. 地域特例関係の施設 とは？	43
VIII. 施設整備に関する計画支援事業 とは？	44
5. 循環型社会形成推進交付金交付要綱・交付取扱要領	46
6. よくある質問	97
7. 問い合わせ先	99

1. はじめに

国と地方の三位一体改革の実現に向けた補助金改革として、従来までの生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とした「廃棄物処理施設整備費補助金」を改革し、地域から我が国全体を循環型社会に変えることを目的とした「循環型社会形成推進交付金（3R推進交付金）」を平成17年度に創設しました。その初年度である平成17年度には、206市町村（79地域計画）（平成18年3月31日現在）また、平成18年度からの新規事業として新たに137市町村（65地域計画）（平成18年5月31日現在）において循環型社会形成推進地域計画が策定され、環境大臣の承認を受け、施設整備や、施設整備に係る調査が開始されています。

3R推進交付金制度の一環として市町村（一部事務組合を含む。）・都道府県・国が意見交換を行う循環型社会形成推進協議会が開催されることになりますが、協議会において寄せられた「現場の声」を参考とし平成18年度から、更に3R推進交付金の改善を図ったところです。

改善のポイントは、14に細分化されていた対象施設を、「マテリアルリサイクル推進施設」、「エネルギー回収推進施設」、「有機性廃棄物リサイクル推進施設」の3つに統合し、より柔軟かつ実情に沿った施設整備が可能となるように見直しました。これから事業を行う市町村において、例えば、メタン回収と焼却・熱回収を複合的に行う施設の整備や、バイオマス（食品残さ等）の飼料化とたい肥化を複合的に行う施設の整備のような新しい施設整備計画に関する積極的な提案が可能となり大幅に柔軟なものとなっております。

本資料は、3R推進交付金の仕組みと活用の方法を分かりやすく紹介し、3R推進交付金によって市町村がイニシアティブを発揮した循環型の地域づくりをバックアップしていくこうとするものです。

今後も、3R推進交付金を時代のニーズに合った制度にしていくため、市町村及び都道府県と十分に意思疎通を行っていきたいと考えております。

平成18年5月
環境省廃棄物対策課

1. 3R推進交付金制度の概要

1. 目的

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としています。

2. 概要

市町村（一部事務組合を含む。）が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（概ね5カ年間の計画）に基づき実施される事業の費用について交付します。

①循環型社会形成推進地域計画の作成（図1（P8）参照）

計画対象地域の市町村が、国及び都道府県とともに「循環型社会形成推進協議会」を設け、構想段階から協働し、3R推進のための目標^(注1)と、それを実現するために必要な事業等を記載した循環型社会形成推進地域計画を作成して下さい。

②交付金の交付

国は、循環型社会形成推進地域計画が、廃棄物処理法の基本方針に適合している場合、年度ごとに交付金を交付します。

③事後評価

計画期間終了時、市町村に目標の達成状況に関する事後評価^(注2)を求めることとし、その結果等についてチェックし公表して下さい。

（注1）交付金を活用して達成すべき目標を設定。

例）目標：廃棄物の減量化、リサイクルの推進、最終処分量の抑制 等

（注2）交付金により整備した施設を拠点とした3R推進のための総合的な取組による達成状況を評価。

（注3）3R推進交付金制度に係る事務の詳細については、事務フロー図（図2・P9）を参照して下さい。

3. 交付対象

対象地域：市町村（人口5万人以上又は面積400km²以上の計画対象地域を構成する場合に限ります。）

（注）特例として、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認め

た地域にある市町村を含む場合については、人口又は面積の要件に該当しない場合でも交付対象とします。ただし、可能な限りにおいて近隣市町村と連携を図り地域計画の対象としての広域化を図るよう努めて下さい。その場合において、必ず施設を集約することまでは求めません。

対象施設及び事業：循環型社会の形成を進めるための幅広い施設を対象とします。（図3（P10）参照）

（注）図3のうち、太枠に囲われた事業が交付要綱別表1に定めた事業です。交付申請書等の作成にあたっては、この事業名を記載願います。

4. 交付金の額の算定

交付額は、対象事業費の1／3を市町村に一括交付します。

特に、対象事業費総額の積算の中で、循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設（高効率にバイオガス（メタンガス等）の回収を行う施設）については、対象事業費の1／2を交付します。

市町村は、支援対象となる事業を組み合わせ、地域の特性に応じた循環型社会形成推進地域計画を策定し、その計画に位置づけられた施設に交付金を自由に充てることが可能（事業間流用・年度間調整が可能。）です。

なお、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく嵩上げ措置の適用はありません。

＜事業間流用＞

複数の施設を整備する地域計画にあっては、交付金の交付決定後の事由により事業の進捗率に変更があった場合は、事業間において交付額の調整を行うことが可能です。

○事例（図5（P12）と照らし合わせて確認下さい）

1つの地域計画にA、B、Cの3事業があり、各事業とも毎年度の交付対象事業費が30億円であった場合で、交付決定後の事由によりA事業の進捗率が50%の予定が25%に変更となったケースにおいて、従来の補助金であれば、繰越事務を経て翌年度に執行する等の対応でしたが、3R推進交付金制度にあっては、他事業（B事業もしくはC事業）の進捗状況が良好であって、A事業の残余額を執行することが可能であれば、A事業から他事業へ流用することができます。

＜年度間調整＞

交付金の交付決定後、工事の進捗率に変更があった場合、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と、当該年度当初において、既に交付された金額との差額については、当該年度に執行することとし、代わりに地方負担額分を次年度以降に移行する等調整することができます。ただし、当該年度当初において既に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費（実際に執行することとなった額）を超えない場合に限ります。

○事例（図6（P13）と照らし合わせて確認下さい）

総交付対象事業費を90億円とする施設（交付率：1／3の事業）を整備するにあたり、1年目（交付対象事業費：30億円）の進捗率を「1／3（約33%）」、執行額を「国庫負担：10億円、地方負担：20億円」の見込みと計画していたが、交付決定後の事情により進捗率が「1／6（約17%）」と変更されたため、全執行額（国庫負担及び地方負担の合計）は15億円となった。従来の補助金制度であれば、国庫負担分の10億円のうち、未執行額を翌年度へ繰越することとしていたが、3R交付金制度においては、既に交付された10億円は全額執行し、代わりに地方負担分の執行額を5億円に抑えることが可能です。この場合、翌年度執行分として調整を行うこととなります。

5. 事業効果

目標の実現のために、地方の自主性・裁量性を発揮しつつ、国と地方が構想段階から協働し、施策を推進することにより、我が国全体として最適な循環型社会づくりを行うことが可能です。

また、循環型社会形成推進地域計画に基づき、明確な目標の下で、3Rの推進施策をより総合的・戦略的に推進することが期待されます。

6. 交付金の改革について

平成18年度から、地域における循環型社会づくりのための社会資本整備を加速させるため、次のとおり制度の改善、強化を行うこととします。

（1）交付対象施設の統合（大括り化）

《統合前》

- ①容器包装リサイクル推進施設、②リサイクルセンター、
- ③ストックヤード、④灰溶融施設、⑤ごみメタン化施設、
- ⑥ごみ固形燃料化施設、⑦熱回収施設、⑧高効率原燃料回収施設、
- ⑨ごみ高速堆肥化施設、⑩ごみ飼料化施設、

⑪汚泥再生処理センター、⑫廃棄物原材料化施設、
⑬廃棄物運搬中継・中間処理施設、⑭し尿・浄化槽汚泥高度処理施設
《統合後》

- ・廃棄物からの資源リサイクルを目的とする①～④の施設を
⇒『マテリアルリサイクル推進施設』に、
- ・廃棄物からのエネルギー回収を目的とする⑤～⑧の施設を
⇒『エネルギー回収推進施設』に、
- ・バイオマス廃棄物からの資源リサイクルを目的とする⑨～⑪の施設を
⇒『有機性廃棄物リサイクル推進施設』にそれぞれ統合します。
なお、⑫～⑭は廃止、整理します。

(2) 交付対象範囲の拡充

①エネルギー回収推進施設において、エネルギー回収の高度化及びアスベスト飛散防止徹底等の安全性向上のための機能・設備強化の観点から関連設備を対象範囲に追加します。

※具体的には、エネルギー回収の効率化、処理に伴うアスベストの飛散防止徹底という2つの観点から、

- ①焼却炉本体、ボイラーといった熱回収の心臓部分
 - ②破碎やダストの除去設備といった飛散防止の重要な部分
- に関する建築設備（建物）について、交付の対象とします。

②有機性廃棄物リサイクル推進施設において、有機性資源回収の高度化のための機能・設備強化の観点から関連設備を対象範囲に追加します。

※具体的には、たい肥化施設、飼料化施設、汚泥再生処理センターといったバイオマスのリサイクル施設についても、バイオマスリサイクルの効率化といった観点から、

○発酵・たい肥化設備、発酵・飼料化設備といったリサイクルの心臓部分
に関する建築設備（建物）について、交付の対象とします。

③マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収推進施設において、「アスベストの飛散防止対策ガイドライン（仮称）」等に適合させるための安全対策設備追加事業を交付対象に追加します。

※「アスベストの飛散防止対策ガイドライン（仮称）」を今後、環境省において取りまとめる予定ですが、このガイドラインに対応する設備の改造・増設等を対象とします。

④「不適正最終処分場再生事業」を「最終処分場再生事業」と改め、従来までの再生事業に加え、次の条件を満たす場合には、適正な最終処分場における再生事業についても交付対象とします。

- (ア) 新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていること。
- (イ) 5カ年分以上の埋立容量を増加させるための事業であること。

(3) その他

エネルギー回収推進施設において、ごみ固形燃料（RDF）化施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が20%以上の余熱を利用するRDF利用施設へ持ち込むものに限ります。

7. 留意事項

(1) 広域的な取組

循環型社会づくりのための社会资本整備は、地域間で連携した取組が合理的であり、望ましいと考えられるため、3R推進交付金制度においては、循環型の3R・処理の推進に加え、広域的な3R・処理の推進を目指すこととしています。このため、人口5万人以上又は400km²以上という広域要件（過疎地域等の特定地域については特例有り。）を設定しています。

地域計画を策定する市町村は、広域要件の特例に該当する場合であっても、まずは、市町村間で様々な連携、共同の事業ができないか、そのような事業が合理的かどうかを都道府県広域化計画を踏まえて検討することが必要です。地域における循環型社会づくりを合理的に進める上で市町村同士での連携、共同ということは、今後ますます重要になると考えられます。

したがって、計画を策定する市町村の広域化ができるだけ図り、将来に向けた市町村間の連携、共同したシステムの検討フレームを設けることが肝要です。

(2) PFI事業

3R推進交付金は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づくPFI事業による施設整備についても、交付対象とすることとしているため、PFI事業を行う市町村に対して交付金を交付し、市町村からPFI選定事業者へ交付金が交付されることとなります。また、PFI法に基づく事業ではありませんが、市町村が施設を所有し資金調達を行う「公設民営方式（DBO方式）」も交付対象です。これらの方程式は、施設の建設・運営を一体で発注することを通じ、建設・運営について競争性を高め、適正な価格での契約にも役立つことから、市町村等における導入が徐々に広がってきており、注目に値するものと考えられます。

(3) 廃棄物処理センター

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）に基づく廃棄物処理センターは、産業廃棄物だけでなく一般廃棄物も併せて広域的・拠点的な処理を行うための事業です。

廃棄物処理センター方式で市町村等が都道府県とも連携して、一般廃棄物の3R・処理のための施設整備を行う場合にあっても、交付金と同水準の支援が行えるよう、廃棄物処理施設整備費国庫補助金を廃棄物処理センターに直接交付（補助率：1／3）することとしています。

(4) 廃棄物処理施設整備費国庫補助金及び公害防止計画地域の嵩上げ措置

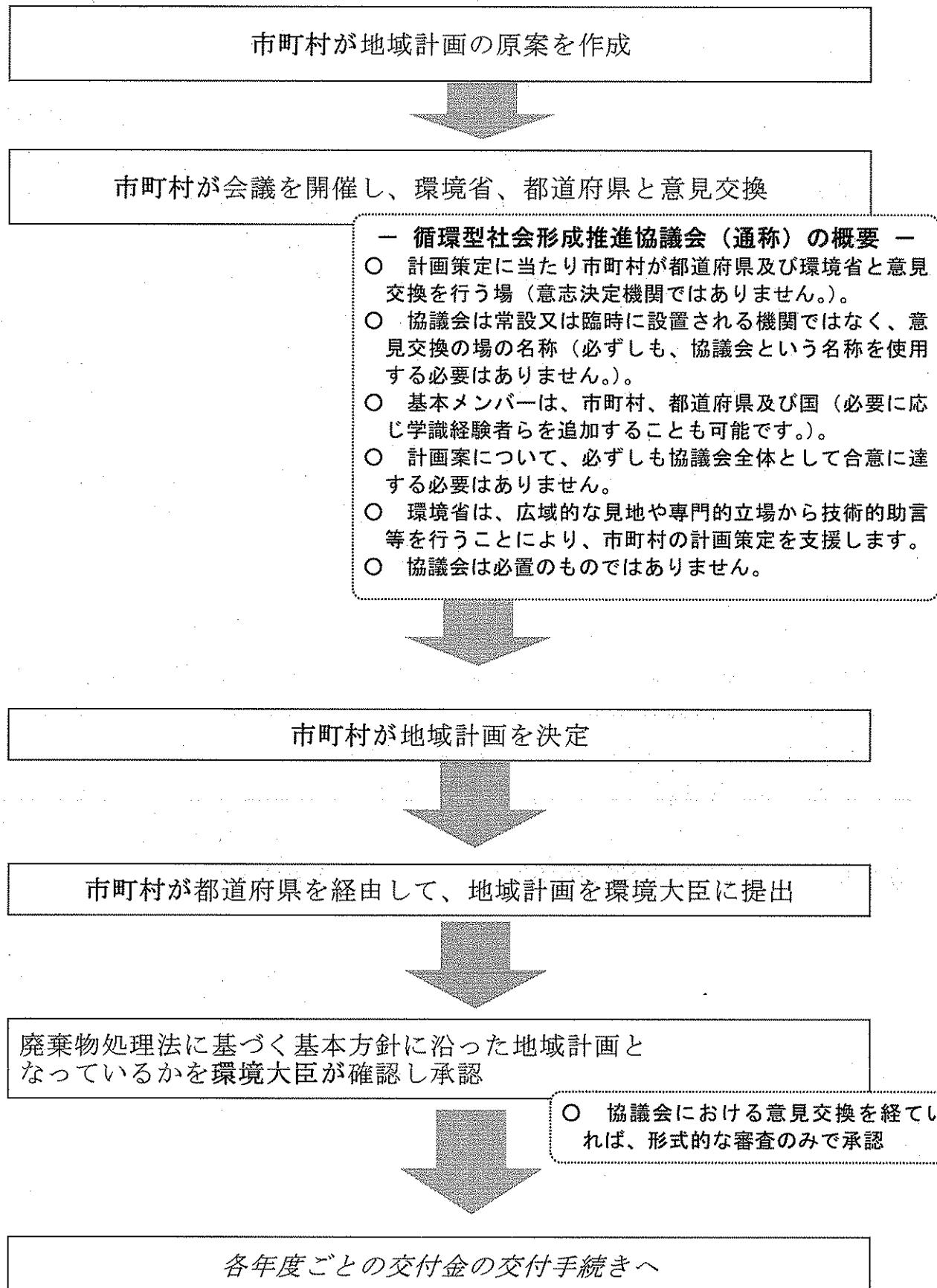
一般廃棄物に係る廃棄物処理施設整備費国庫補助金については、上記廃棄物処理センターを除き、継続事業及び平成17年度までに策定された公害防止計画に基づく廃棄物処理施設整備事業に限ることとしています。

また、公害防止計画地域の補助率の嵩上げ措置は、平成17年度までに策定された公害防止計画に基づく事業について廃棄物処理施設整備費国庫補助金により行うこととしますが、平成18年度以降に策定する公害防止地域に基づく事業については、嵩上げ措置を廃止します。

(5) 廃焼却炉の解体

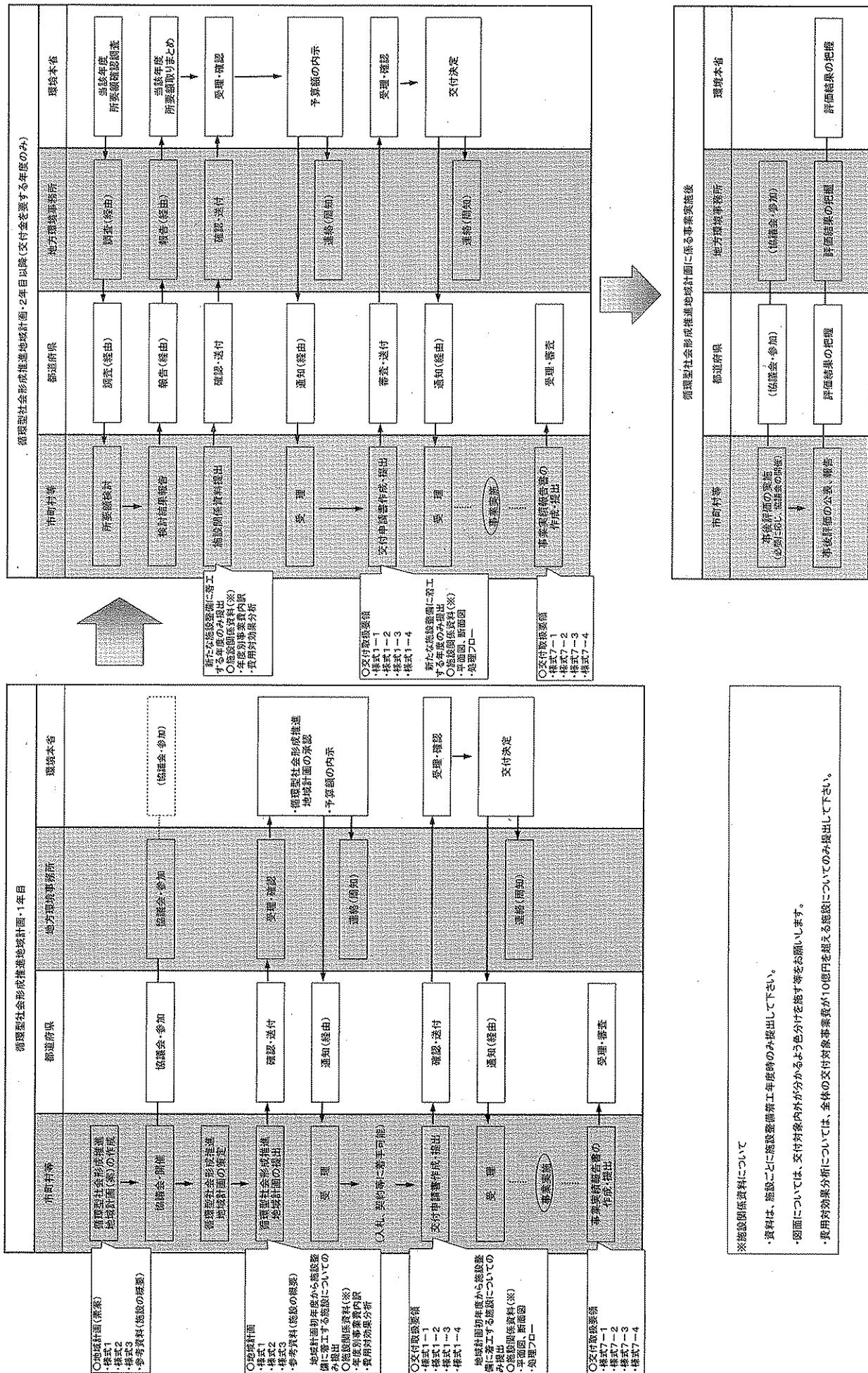
平成14年度のダイオキシン類排出規制強化に適合できなかつたこと等の理由により廃止されたごみ焼却施設の解体に対する環境省の補助制度及び総務省の地方財政措置あるいは特別交付税については、平成18年1月13日付環廃対発第060113001号廃棄物対策課長通知「廃焼却炉の円滑な解体の促進」（参考資料（P14）参照）によりその制度をご案内しているところです。廃止されたものの未解体となっている施設がありましたら、各制度を活用いただき早期に解体できるようご検討願います。

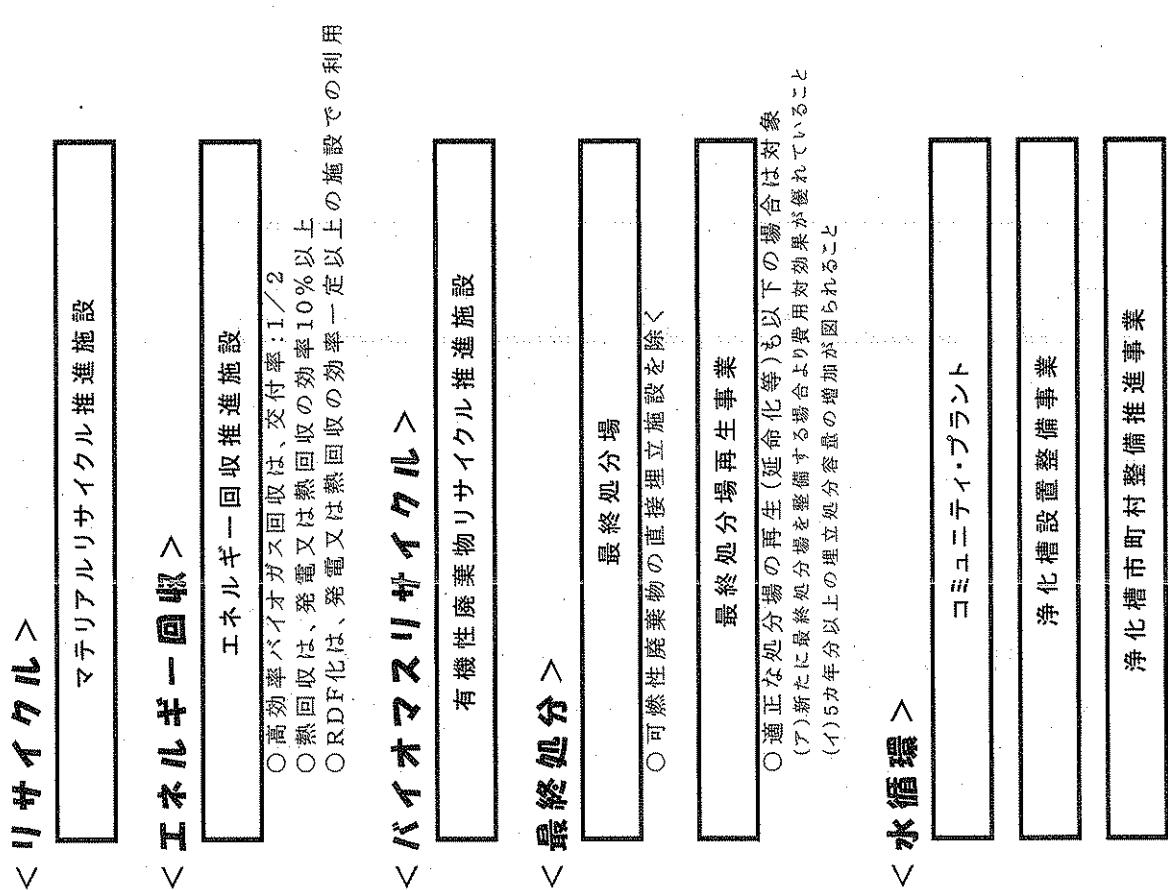
(図1)循環型社会形成推進地域計画策定の流れ



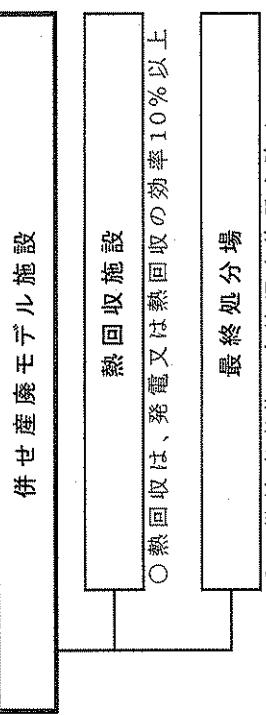
循環型社会形成推進交付金に係る事務フロー図

図2

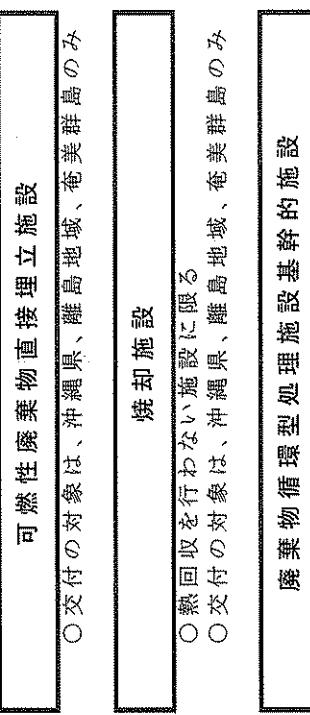




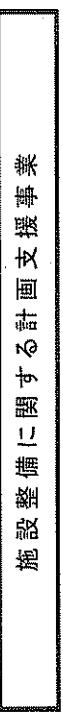
< 産業廃棄物対策 >



< 地域特例 >



< 計画支援 >



(図4)

循環型社会形成推進交付金・交付率一覧

区分 対象事業	廃棄物処理施設 整備費	沖縄開発事業費	北海道廃棄物処 理施設整備費	離島振興事業費
マテリアルリサイクル推進 施設	1／3	1／2	1／3	1／3
エネルギー回収推進施設 (除く高効率原燃料回収施設)	1／3	1／2	1／3	1／3
高効率原燃料回収施設	1／2	1／2	1／2	1／2
有機性廃棄物リサイクル推 進施設	1／3	1／2	1／3	1／2 (1／3)
最終処分場	1／3	1／2	1／3	1／3
最終処分場再生事業	1／3	1／2	1／3	1／3
併せ産廃モデル施設	1／3	1／2	1／3	1／3
コミュニティ・プラント	1／3	1／2	1／3	1／2
浄化槽設置整備事業	1／3	1／2	1／3	1／2
浄化槽市町村整備推進事業	1／3	1／2	1／3	1／2
廃棄物循環型処理施設基幹 的施設	—	1／2	—	—
可燃性廃棄物直接埋立施設	—	1／2	—	1／3
焼却施設	—	1／2	—	1／3
施設整備に関する計画支援 事業	1／3 (1／2)	1／2	1／3 (1／2)	1／3 (1／2)

備 考

1. 北海道廃棄物処理施設整備費にあって、離島振興法第4条第1項の離島振興計画に基づき整備される事業である場合は、離島振興事業費欄と同様の交付率です。
2. 離島振興事業費欄の有機性廃棄物リサイクル推進施設の交付率は、し尿を処理する施設を整備する事業にあっては1／2、その他は1／3です。
3. 廃棄物処理施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費及び離島振興事業費の各欄の施設整備に関する計画支援事業の交付率は、支援事業の母体となる施設整備の交付率に準ずるものです。

(図5)

事業間流用

年度	A事業	B事業	C事業
	交付額 10億円	10億円	10億円
n	国庫負担額 5億円	15億円	10億円
	地方負担額 10億円	30億円	20億円
	交付対象外事業費 5億円	15億円	交付対象外事業費 10億円
	進捗率(施工率) 50%	150%	100%
	総事業費 20億円 40億円	60億円 40億円	40億円
	交付対象事業費 15億円 30億円	45億円 30億円	30億円
	交付額 10億円	10億円	10億円
	国庫負担額 15億円	5億円	10億円
n+1	地方負担額 30億円	10億円	20億円
	交付対象外事業費 15億円	交付対象外事業費 5億円	10億円
	進捗率(施工率) 150%	50%	100%
	総事業費 60億円 40億円	20億円 40億円	40億円
	交付対象事業費 45億円 30億円	15億円 30億円	30億円

(図 6)

年度間調整

当初計画

年度	n	n+1	n+2
交付額	10億円	10億円	10億円
国庫負担額	10億円	10億円	10億円
地方負担額	20億円	20億円	20億円
交付対象外事業費	10億円	10億円	10億円
総事業費	40億円	40億円	40億円
交付対象事業費	30億円	30億円	30億円

実施結果

年度	n	n+1	n+2
交付額	10億円	10億円	10億円
国庫負担額	5億円 5億円	10億円	10億円
地方負担額	5億円 持ち出しは本来10億円のところ5億円になる	35億円	20億円
交付対象外事業費	10億円	10億円	10億円
総事業費	25億円 40億円	55億円 40億円	40億円
交付対象事業費	15億円 30億円	45億円 30億円	30億円

n年度に5億円多く交付しているため、n+1年度は15億円の交付額のところ10億円となる

交付額を変更せずに、地方負担分にあてることができる

(参考資料)

環境対発第 060113001 号
平成 18 年 1 月 13 日

各都道府県
廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

廃焼却炉の円滑な解体の促進について

一般廃棄物行政の推進については、日頃から多大なご尽力を賜り、感謝いたします。

さて、平成 14 年のダイオキシン類排出規制強化に適合できなかったこと等の理由により廃止されたごみ焼却施設の円滑な解体については、廃焼却炉を解体しようとする市町村等からの財政支援の要望も踏まえ、環境省では平成 16 年度に廃焼却炉の解体費に対する国庫補助制度を創設し、跡地の全部または一部にストックヤードなどの廃棄物処理施設を整備する場合に、廃焼却炉の解体費を含め国庫補助を行い、廃焼却炉の円滑な解体の促進に努めてきたところです。また、平成 17 年度からは、循環型社会形成推進交付金においても同様の措置としたところです。（別紙 1 参照）

総務省においても、廃焼却炉の解体を新施設の建設事業と一体として実施する場合には、各事業債の対象とするといった地方財政措置が講じられており、さらに、跡地利用計画がなく更地にする場合など、市町村が単独事業として実施する廃焼却施設の解体費についても、特別交付税によりその一部を措置することとされております。（別紙 1 参照）

先般、貴庁のご協力により把握した廃焼却炉解体計画の調査結果によると、廃止されたものの未解体となっている施設は、別紙 2 のとおり平成 17 年 12 月 1 日現在で全国に 612 箇所、うち解体予定施設数は 233 箇所にとどまっている状況となっております。

つきましては、調査結果を踏まえ、循環型社会形成推進交付金や特別交付税等の廃焼却炉解体に対する国による支援制度について、貴管下市町村に対し改めて十分な周知を図るとともに、支援制度の活用によって廃焼却炉の円滑な解体が促進されるようご指導願います。

(別紙 1)

○ 循環型社会形成推進交付金による廃焼却炉解体に対する支援制度（環境省）

【交付要件】

廃焼却炉解体と廃棄物処理施設整備を一体として行う事業であること。

なお、 3 ng/g 以上のダイオキシン類に汚染されている場合には、解体後 5 年以内（解体の翌年度から起算）に廃棄物処理施設整備に着手すればよいこととしている。

【交付率】

$1/3$ (ただし、高効率原燃料回収施設を整備する場合は $1/2$)

【その他】

解体撤去費が施設整備費を上回る場合においても、交付対象となる。

○ 地方財政措置による廃焼却炉解体に対する支援制度（総務省）

【地方債】

解体撤去工事に要する経費については、既存建物を撤去しなければ新增築できない場合など、新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合は、新施設の建設事業と一体の事業として、該当の事業債の対象とする。（廃棄物処理施設の建替、公園整備等）

（跡地に一般廃棄物処理施設を整備する際の例）

交付金 対象事業費			
一般廃棄物処理事業債 75% (地方債の元利償還金の50%を後年度交付税措置)	財対債15% (元利償還金の50%を後年度交付税措置)	一般財源 10%	循環型社会形成推進交付金 $1/3$

事業主体が負担する事業費

※ 全体の事業費のうち、約60%（網掛け部分）が国からの財政支援で措置される。

※ 上図は、一般廃棄物処理施設整備の場合を例示したものであり、跡地に整備する施設によって活用できる地方債は異なる。

【特別交付税】

各事業債（上記の地方債）の対象とならない場合や、跡地利用計画がなく更地にする場合など、一般財源負担（地方単独事業）により解体撤去工事を実施する場合には、解体に要する経費の30%を特別交付税として措置する。【平成13年度から措置】

(別紙2)

平成17年12月1日までに廃止され、未解体の一般廃棄物焼却施設数

都道府県	未解体の施設数	左のうち、解体予定施設数	前回調査時からの増減(未解体施設数)
北海道	93	19	0
青森県	21	8	0
岩手県	16	4	1
宮城県	12	4	△5
秋田県	8	3	△1
山形県	3	2	0
福島県	14	11	0
茨城県	10	7	1
栃木県	14	6	4
群馬県	7	5	△1
埼玉県	15	5	0
千葉県	13	4	△2
東京都	7	1	△3
神奈川県	6	4	0
新潟県	7	2	△8
富山県	5	5	△3
石川県	6	3	1
福井県	5	2	0
山梨県	2	2	△3
長野県	11	4	△4
岐阜県	13	9	△6
静岡県	17	7	6
愛知県	12	6	△4
三重県	12	3	△1
滋賀県	3	3	1

(*1) 調査時点で解体工事中の施設を除いた数字である。

(*2) 増加分は、16年7月2日以降に廃止された焼却炉。減少分は17年7月2日以降に解体を始めた分である。

青森県4件、栃木県:4件、千葉県:9件、東京都:2件、神奈川県:2件、長野県:2件、岡山県:14件、佐賀県:4件、長崎県:9件の報告ミスが前回の調査時であった。(今回判明した、前回調査時における報告漏れの数:50件)

都道府県	未解体の施設数	左のうち、解体予定施設数	前回調査時からの増減(未解体施設数)
京都府	2	1	△5
大阪府	2	1	△7
兵庫県	24	20	1
奈良県	2	0	0
和歌山県	9	1	0
鳥取県	9	6	0
島根県	13	8	△1
岡山県	15	15	△1
広島県	34	4	1
山口県	12	3	0
徳島県	6	2	1
香川県	6	0	0
愛媛県	13	6	△4
高知県	12	2	△3
福岡県	12	11	△5
佐賀県	11	7	△4
長崎県	46	4	8
熊本県	12	1	△3
大分県	10	7	△1
宮崎県	7	1	△1
鹿児島県	10	1	△1
沖縄県	13	3	1
全国	612	233	△51

3. 事例集

これまでに環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画を参考事例として紹介します。

事務組合を結成して整備

○名張・伊賀市地域循環型社会形成推進地域計画の概要

【地域概要】

構成市町村：名張市・伊賀市

総人口：188,339人 総面積： 687.92 km^2

【計画概要】

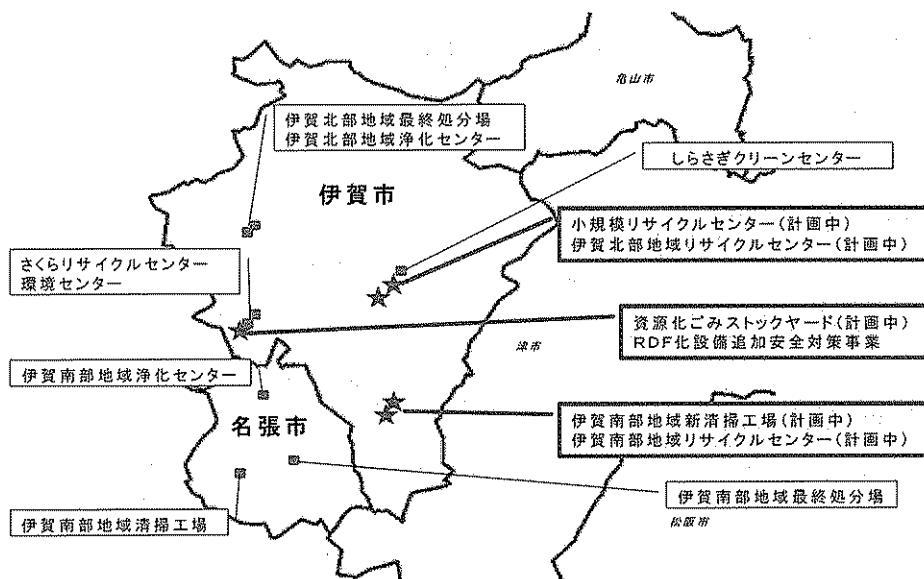
○平成16年に合併により成立した伊賀市、名張市及び事務組合により設置された二部事務組合のもと、約 700 km^2 と広域である当地域において現在埋立処分しているプラスチック類のリサイクルを特に重点的・効率的に進めるため、リサイクル施設の整備等を行うもの

○地域計画期間：平成17年度から平成21年度

○交付金対象施設：リサイクルセンター（2ヶ所）、ストックヤード（2ヶ所）、熱回収施設
ごみ固体燃料化設備追加安全対策事業（いずれも伊賀市内に設置）

【減量化・再生利用の目標】

	現状（H15年度）	目標（H21年度）	対H15年度比	
総排出量（トン）	72,316	72,769	0.6%	
再生利用	直接再資源化量（トン）	7,167	7,688	
	総資源化量（トン）	40,266	53,374	32.6%
最終処分量（トン）	14,918	1,631	△89.1%	



都市部で総合的に整備

○広島市循環型社会形成推進地域計画の概要

【地域概要】

構成市町村: 広島市

総人口: 1, 155, 004人 総面積: 904 km²

【計画の概要】

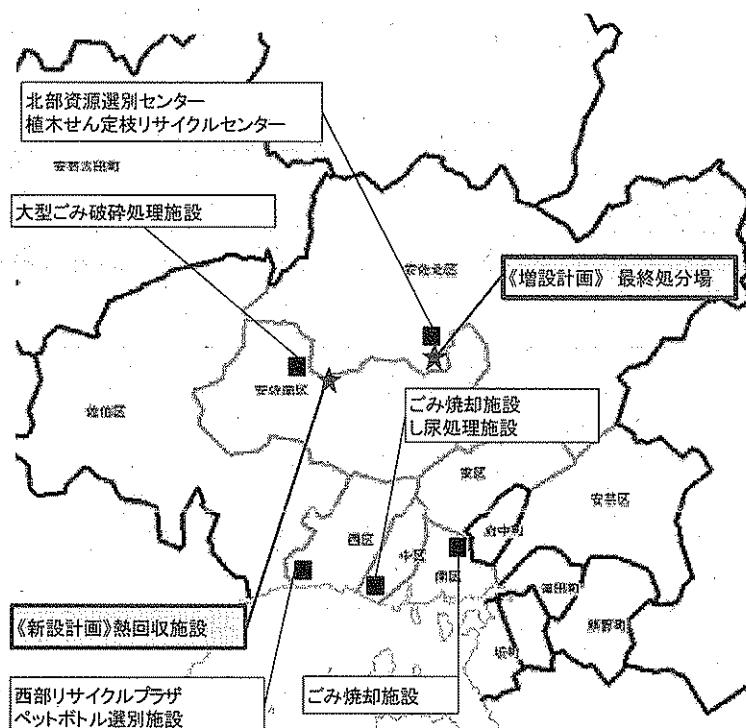
○増加傾向にある廃棄物の排出に対処するため、一昨年「ゼロエミッションシティ広島を目指す減量化プログラム」を策定したところであり、これをうけ、循環型社会づくりの体制を総合的に整備するため、施設を新設するもの。

○地域計画期間: 平成17年度から平成22年度

○交付金対象施設: 熱回収施設、最終処分場

【減量化・再生利用の目標】

	現状(H16年度)	目標(H23年度)	対H16年度比
総排出量(トン)	421,971	350,547	△ 16.9%
総資源化量(トン)	59,552	86,488	45.2%
熱回収量(MWh)	63,437	47,063	△ 25.8%
最終処分量(トン)	68,958	51,104	△ 25.9%



圏域外との連携

○宮田町外三町地域循環型社会形成推進地域計画の概要

【地域概要】

構成市町村: 宮田町・若宮町・小竹町・鞍手町

総人口: 60, 627人 総面積: 189. 75 km²

【計画概要】

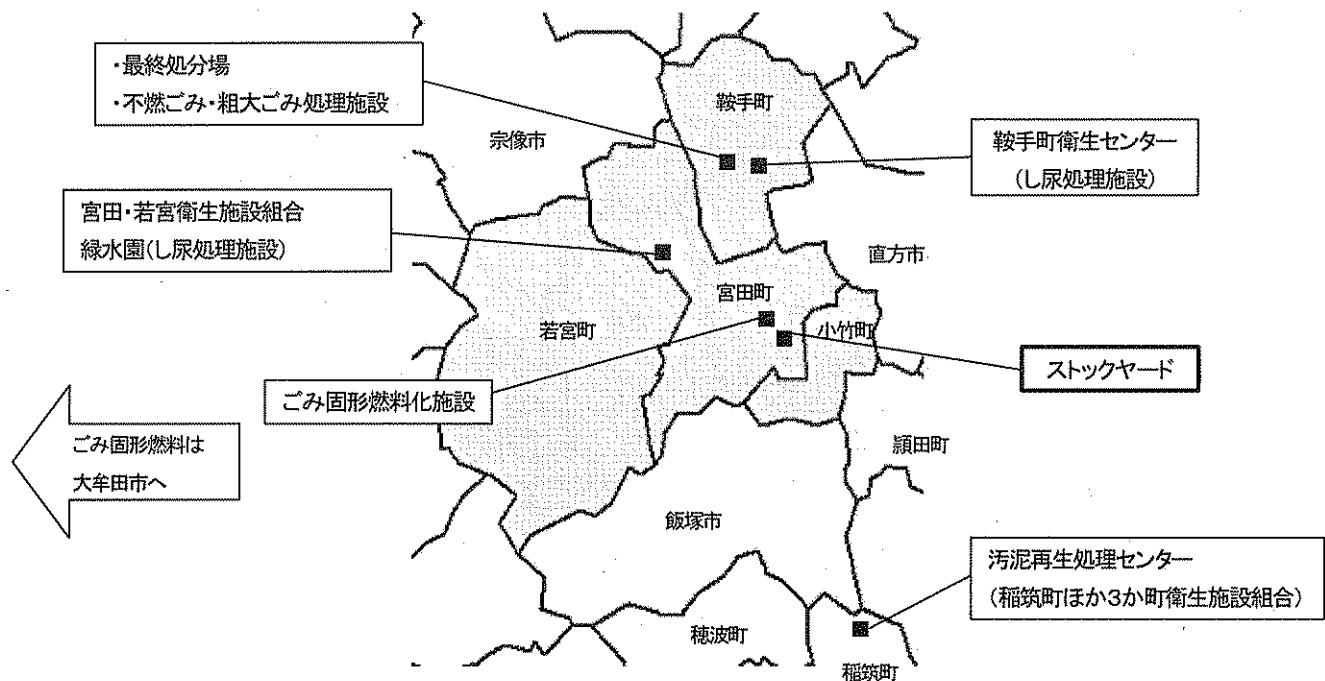
○ペットボトル等、現在実施している分別回収を拡大し、容器包装リサイクル体制を確立するため、ストックヤードを新設するもの。なお、当該地域内の固体燃料化施設で作られたごみ固体燃料を、大牟田市のごみ固体燃料発電施設で活用するなど圏域外との連携を行っている。

○地域計画期間: 平成17年度から平成21年度

○交付金対象施設: ストックヤード

【減量化・再生利用の目標】

	現状(H15年度)	目標(H22年度)	対H15年度比
総排出量(トン)	18,116	13,993	△22.8%
再生利用 直接再資源化量(トン)	0	147	—
総資源化量(トン)	11,338	9,133	△19.4%
最終処分量(トン)	1,215	984	△19.0%



施設の集約化

○津山・英田圏地域循環型社会形成推進地域計画の概要

【地域概要】

構成市町村: 津山市・美作市・鏡野町・美咲町・勝央町・奈義町・西粟倉村

総人口: 195, 503人 総面積: 1, 686 km²

【計画概要】

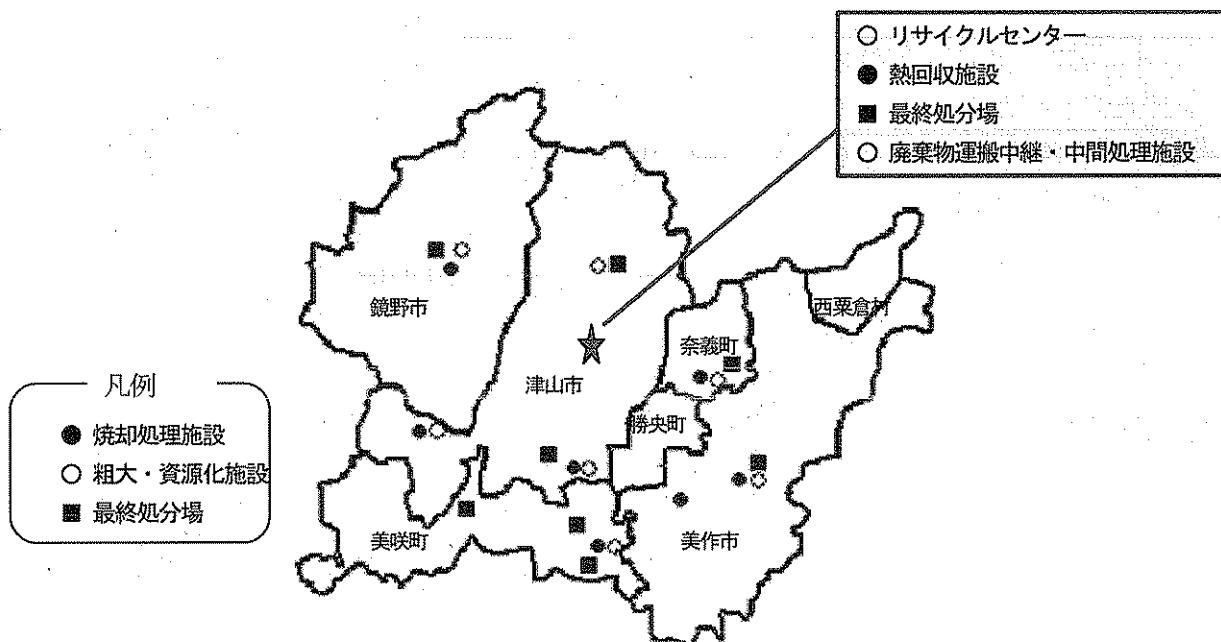
○岡山県ごみ処理広域化計画に基づく7市町村で一部事務組合を設立し、これまで各市町村が単独及び組合で運営していた26の現有施設を集約化

○地域計画期間: 平成17年度から平成22年度

○交付金対象施設: リサイクルセンター、熱回収施設、最終処分場、廃棄物運搬中継・中間処理施設

【減量化・再生利用の目標】

		現状(H15年度)	目標(H23年度)	対H15年度比
排出量(トン)		66,113	57,925	△12.4%
再生利用	直接資源化量(トン)	6,536	7,696	+13.3%
	総資源化量(トン)	12,653	15,789	+27.3%
	熱回収量(年間の発電電力量)(MWh)	—	17,500	—
最終処分量(トン)		9,419	3,025	△67.9%



先進的モデル施設の整備

○京都市地域循環型社会形成推進地域計画の概要

【地域概要】

構成市町村:京都市

総人口:1, 470, 931人 総面積:827. 90 km²

【計画概要】

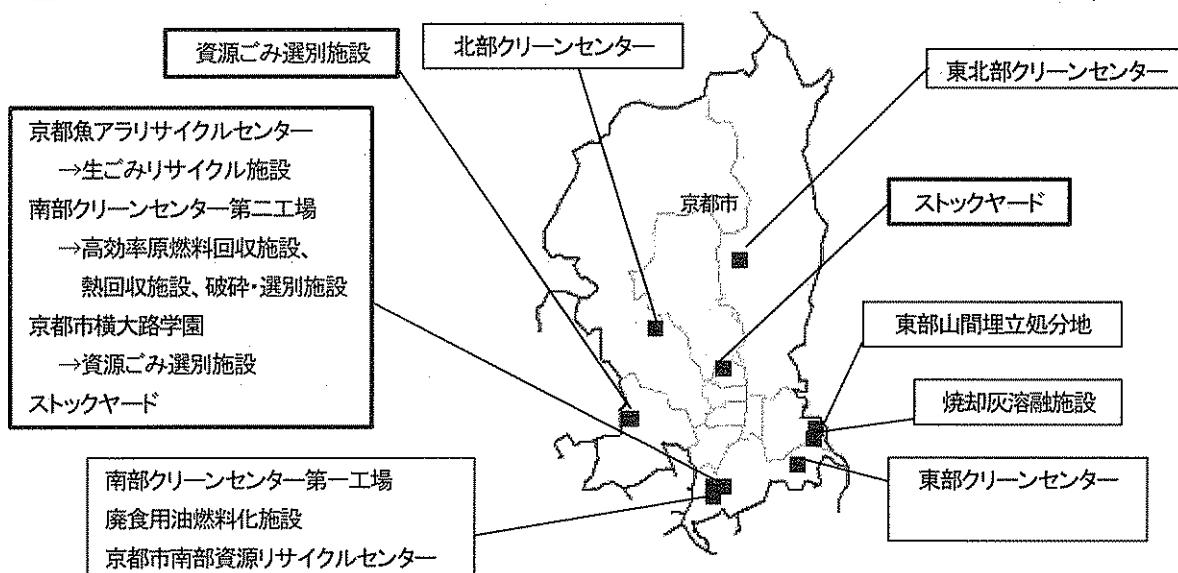
○マテリアルリサイクルを推進するとともに、回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料として市のごみ収集車や市バスへの使用、魚アラの飼料化などを行い、廃棄物の焼却量を減量する。さらに、家庭からの生ごみ等から、高効率にバイオガスを回収する。

○地域計画期間:平成17年度から平成22年度

○交付金対象施設:高効率原燃料回収施設、熱回収施設、ごみ飼料化施設、リサイクルセンター、ストックヤード、浄化槽設置整備

【減量化・再生利用の目標】

		現状(H15年度)	目標(H22年度)	対H15年度比
排出量(トン)		836,401	810,700	△3.1%
再生利用量(トン)		144,542	212,700	+47.2%
処理処分量	焼却量(トン)	669,083	590,900	△12.7%
	直接埋立量(トン)	22,776	7,100	△68.8%
	合計(トン)	691,859	598,000	△13.6%
最終処分量(トン)		131,851	51,600	△60.9%



普及啓発や環境教育と施設整備の総合的な取組み

- 最上広域市町村圏事務組合地域循環型社会形成推進地域計画の概要

【地域概要】

構成市町村:新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、

戸沢村

総人口:92, 206人 総面積:1, 803. 44 km²

【計画概要】

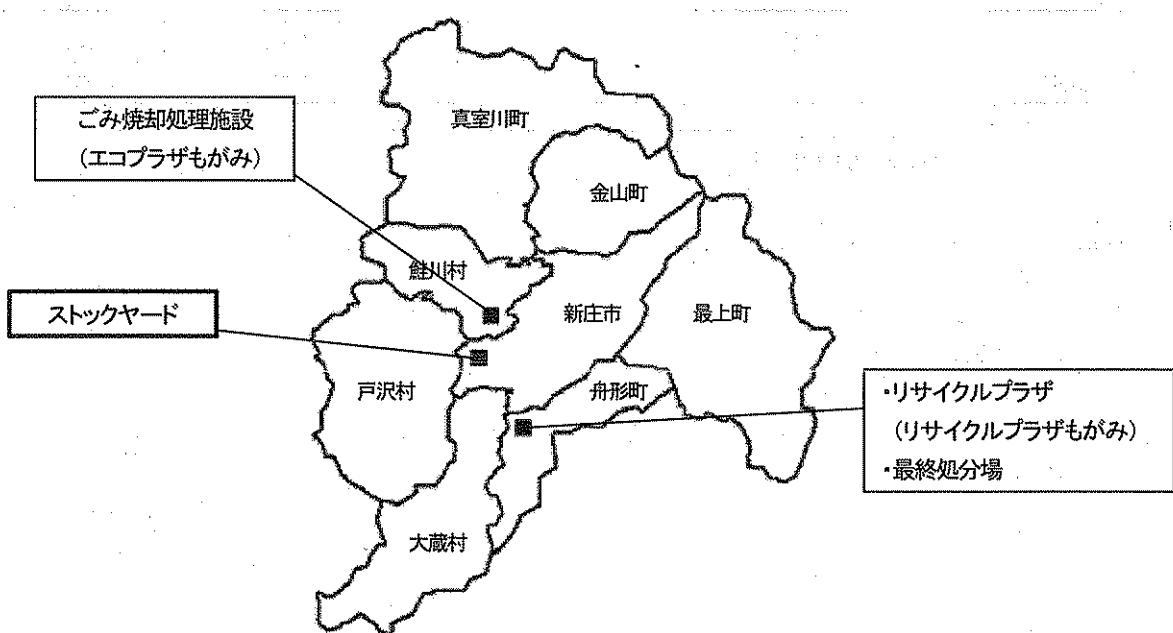
- 焼却施設内の環境教育設備において、見学者への普及啓発や小学校高学年を対象に「買い物ゲーム」等の環境教育を行うなど、普及啓発、環境教育及びリサイクルのための施設整備等を総合的に実施。

- 地域計画期間:平成18年度から平成22年度

- 交付金対象施設:マテリアルリサイクル推進施設

【減量化・再生利用の目標】

		現状(H16年度)	目標(H23年度)	対H16年度比
排出量(トン)		28,211	25,357	△10.1%
再生利用量	直接資源化量(トン)	281	365	+29.9%
	総資源化量(トン)	5,026	5,982	+19.0%
最終処分量(トン)		2,292	1,303	△43.2%



4. レシピ集～各施設における設備の組合せ例～

平成18年度から、循環型社会形成推進交付金制度により、地域における循環型社会づくりへの改革を加速させるため、交付対象の変更・拡充を行ったところです。具体的には、3R加速のための柱となる施設群を大括り化し、交付対象設備を選択し、組合せて整備することで、実情に即した柔軟な施設整備が可能となるようにしたものです。

このレシピ集では、代表的な施設を取り上げ、施設整備の際に必要となる設備の組合せ例を紹介します。次に掲げる「マテリアルリサイクル推進施設」、「エネルギー回収推進施設」及び「有機性廃棄物リサイクル推進施設」等の事例はあくまでも例示であって、適正な処理及び施設の適正な管理が確保される限り、交付対象設備を合理的に組み合わせることが可能です。この他、交付対象設備の組み合わせを変えることで自治体の実情に沿った新たな施設・システムを目指したいというアイディアがある場合には、環境省へ提案して下さい。

このレシピ集では、循環型社会形成推進交付金を次の8つに区分し、それぞれの内容を紹介します。

- I. マテリアルリサイクル推進施設
- II. エネルギー回収推進施設
- III. 有機性廃棄物リサイクル推進施設
- IV. 循環型社会の基盤となる最終処分場
- V. 水循環のための施設
- VI. 産業廃棄物対策のための施設
- VII. 地域特例関係の施設
- VIII. 施設整備に関する計画支援事業

<レシピ集の構成について>

8つの区分ごと総合案内（〇〇施設とは？）があり、次が、分類して各施設ごとの必要設備等の詳細な説明があります。

総合案内のページに、当該施設の【主な設備】として次表があります。（注1）

I. 〇〇推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	3 搬出設備
1 受入・供給設備(搬入・退出路を除く。)	4 排水処理設備
2 破碎・破袋設備	5 換気、除じん、脱臭等に必要な設備

分類の各ページには、総合案内ページの【主な設備】から必要な設備を抽出した次表があります。（注2） 太字・網掛け部分が必要な設備です。

I. 〇〇推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	3 搬出設備
1 受入・供給設備(搬入・退出路を除く。)	4 排水処理設備
2 破碎・破袋設備	5 換気、除じん、脱臭等に必要な設備

注1：IからIVの施設のみ

注2：IからIIIの施設のみ

I. マテリアルリサイクル推進施設 とは？

【概 要】

廃棄物を材料・原料利用するために、選別、圧縮等の資源化すること(資源リサイクル)を目的とした施設です。

【主な設備】

本表にある設備を組み合わせることで、様々な施設の整備が可能です。

i. マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	17 搬出設備
1 受入・供給設備(搬入・退出路を除く。)	18 排水処理設備
2 破碎・破袋設備	19 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
3 圧縮設備	20 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
4 選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備	21 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
5 中古品・不用品の再生を行うための設備	22 前各号の設備の設置に必要な建築物
6 再生利用に必要な保管のための設備	ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
7 再生利用に必要な展示、交換のための設備	1 管理棟
8 分別収集回収拠点の整備	2 構内道路
9 電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備	3 構内排水設備
10 その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備	4 搬入車輌に係る洗車設備
11 灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備	5 構内照明設備
12 燃焼ガス冷却設備	6 門、囲障
13 排ガス処理設備	7 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
14 余熱利用設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	8 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
15 通風設備	9 i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
16 スラグ・メタル・残さ物等処理設備(資源化、溶融飛灰処理設備を含む。)	iii. i の8、9、10の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

【主な施設】

リサイクルセンター、ストックヤード、灰溶融施設、容器包装リサイクル推進施設等の整備が可能です。

【建築物等の範囲】

設備設置に必要な建築物及び管理棟、構内道路等に要する費用は、交付の対象となります。

【用地費の範囲】

用地取得に要する費用については、必要最小限度、かつ、環境大臣に協議し承認を得た額の範囲において交付の対象となります。

【設備の組合せ例】

次頁からの組合せ例(I-①～④)を参考にして下さい。

組合せ例 I - ①

区分	マテリアルリサイクル推進施設
分類	リサイクルセンター

【施設概要】

廃棄物（不燃物・可燃物）の選別等を行うことにより、資源化（リサイクル）を進めるための施設です。また、不用品の補修、再生品の展示をおしりユースを進め、さらに3Rの普及啓発等を行うための施設です。

【設備内容】

マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のものを抽出し組み合わせて整備することが可能です。ただし、1と合わせて、2～6の設備のうち、リサイクル又はリユースのために必要なものを含んでいることとします。

i. マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	17 搬出設備
1 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）	18 排水処理設備
2 破碎・破袋設備	19 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
3 圧縮設備	20 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
4 選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備	21 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
5 中古品・不用品の再生を行うための設備	22 前各号の設備の設置に必要な建築物
6 再生利用に必要な保管のための設備	ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
7 再生利用に必要な展示、交換のための設備	1 管理棟
8 分別収集回収拠点の整備	2 構内道路
9 電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備	3 構内排水設備
10 その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備	4 搬入車輛に係る洗車設備
11 灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備	5 構内照明設備
12 燃焼ガス冷却設備	6 門、柵障
13 排ガス処理設備	7 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
14 余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）	8 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
15 通風設備	9 i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
16 スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）	iii. i の8、9、10の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

※ P 24と同じ表です。

【ポイント】

回収する資源の種類と回収率を十分に検討し、施設整備によって地域全体のリサイクル率がどの程度向上するか地域計画において明確化するよう努めて下さい。

組合せ例 I -②

区分	マテリアルリサイクル推進施設
分類	ストックヤード

【施設概要】

分別収集された資源ごみ（びん、缶、ペットボトル等）、リサイクルセンター等で選別・圧縮された資源ごみを、資源として有効利用するため、搬出するまで一時的に保管する施設（保管に必要な最小限の設備（圧縮設備、梱包設備等を含みます。））です。

【設備内容】

マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のものを抽出し組み合わせて整備することが可能です。

i. マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	17 搬出設備
1 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）	18 排水処理設備
2 破碎・破袋設備	19 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
3 圧縮設備	20 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
4 選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備	21 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
5 中古品・不用品の再生を行うための設備	22 前各号の設備の設置に必要な建築物
6 再生利用に必要な保管のための設備	ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
7 再生利用に必要な展示、交換のための設備	1 管理棟
8 分別収集回収拠点の整備	2 構内道路
9 電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備	3 構内排水設備
10 その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備	4 搬入車輌に係る洗車設備
11 灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備	5 構内照明設備
12 燃焼ガス冷却設備	6 門、団障
13 排ガス処理設備	7 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
14 余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）	8 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
15 通風設備	9 i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
16 スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）	iii. i の8、9、10の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせること。

※ P 24 と同じ表です。

【ポイント】

スラグを流通させる目的で設置する一時保管のための施設も対象です。
施設規模に係る要件はありません。

組合せ例 I - ③

区分	マテリアルリサイクル推進施設
分類	灰溶融施設

【施設概要】

焼却残さを埋立処分している焼却施設に灰溶融設備を追加する等灰溶融施設を整備する事業であって、焼却残さ（焼却灰等）を溶融固化物（いわゆる溶融スラグ）に加工処理し焼却灰のリサイクルを推進するものです。

【設備内容】

マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のものを抽出し組み合わせて整備することが可能です。

i. マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	17 搬出設備
1 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）	18 排水処理設備
2 破碎・破袋設備	19 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
3 圧縮設備	20 冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
4 選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備	21 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
5 中古品・不用品の再生を行うための設備	22 前各号の設備の設置に必要な建築物
6 再生利用に必要な保管のための設備	ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げること。
7 再生利用に必要な展示、交換のための設備	1 管理棟
8 分別収集回収拠点の整備	2 構内道路
9 電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備	3 構内排水設備
10 その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備	4 搬入車両に係る洗車設備
11 灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備	5 構内照明設備
12 燃焼ガス冷却設備	6 門、閉障
13 排ガス処理設備	7 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
14 余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）	8 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
15 通風設備	9 i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
16 スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）	iii. i の8、9、10 の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせること。

※ P 24 と同じ表です。

【ポイント】

溶融スラグについては、重金属等の溶出及び含有に係る品質の管理に留意するほか、自らの公共建設工事において率先利用する等により、利用先の確保を十分に検討して下さい。

また、溶融飛灰の山元還元等によるリサイクルについても、これからは検討していくことが重要です。

注) 山元還元：被処理物の溶融処理によって発生する溶融飛灰から、非鉄金属を回収し再使用する一連の操作をいう。廃棄物処理中に発生する飛灰は溶融飛灰の形で集められる。溶融飛灰中には鉛、カドミウム、亜鉛、銅などの非鉄金属が2～12%の高濃度で含まれている。これを非鉄金属の原料と見なし鉱山（精錬所）に還元し、非鉄製錬技術で鉛、亜鉛などの単一物質に還元、回収する。

組合せ例 I - ④

区分	マテリアルリサイクル推進施設
分類	容器包装リサイクル推進施設

【施設概要】

容器包装リサイクルの推進のための分別収集回収拠点、資源ごみの保管施設や資源ごみの圧縮設備等の複合的な整備です。

【設備内容】

マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のものを抽出し組み合わせて整備することが可能です。

i. マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	17 搬出設備
1 受入・供給設備(搬入・退出路を除く。)	18 排水処理設備
2 破碎・破袋設備	19 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
3 圧縮設備	20 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
4 選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備	21 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
5 中古品・不用品の再生を行うための設備	22 前各号の設備の設置に必要な建築物
6 再生利用に必要な保管のための設備	ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
7 再生利用に必要な展示、交換のための設備	1 管理棟
8 分別収集回収拠点の整備	2 構内道路
9 電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備	3 構内排水設備
10 その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備	4 搬入車輌に係る洗車設備
11 灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備	5 構内照明設備
12 燃焼ガス冷却設備	6 門、囲障
13 排ガス処理設備	7 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
14 余熱利用設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	8 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
15 通風設備	9 i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
16 スラグ・メタル・残さ物等処理設備(資源化、溶融飛灰処理設備を含む。)	iii. 1の8、9、10の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

※ P 24 と同じ表です。

【ポイント】

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装等のうち5品目以上について分別収集を行うことが必要です。

上表の8、9及び10を整備するにあたっては、複数を互いに組み合わせて下さい。

II. エネルギー回収推進施設 とは？

【施設概要】

廃棄物を焼却し蒸気エネルギーを回収し、または、ガス化改質し発電等の余熱利用を行う施設、廃棄物をバイオガスに転換し発電等の余熱利用を行う施設及び廃棄物をバイオディーゼル燃料、ごみ固形燃料、改質ガス等の燃料等に転換する施設です。

【主な設備】

本表にある設備を組み合わせることで、様々な施設の整備が可能です。

i. エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	12 排水処理設備
1 受入・供給設備(搬入・退出路を除く。)	13 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
2 前処理設備	14 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
3 固形燃料化設備・メタン等発酵施設・その他ごみの燃料化に必要な設備	15 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
4 燃焼炉設備・乾燥炉設備・焼却残さ溶融炉設備・その他ごみの焼却に必要な設備	16 前各号の設備の設置に必要な建築物
5 燃焼ガス冷却塔設備	ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
6 排ガス処理設備	1 搬入車輌に係る洗車設備
7 余熱利用設備・エネルギー回収設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	2 電気、ガス、水道等の引入みに必要な設備
8 通風設備	3 i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
9 灰出し設備(灰固化化設備を含む。)	iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. 16の建築物のうち、11、12、14及び15の設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)。
10 残さ物等処理設備(資源化設備を含む。)	
11 搬出設備	

【主な施設】

熱回収施設(焼却施設(含ガス化溶融施設))、高効率原燃料回収施設(含ごみメタン化施設)、ごみ固形燃料化施設等の整備が可能です。

【建築物等の範囲】

プラントに係る基礎及び杭、計量設備、洗車設備、護岸及び防潮壁等は交付の対象となります。また、エネルギーの高度化及びアスベスト飛散防止徹底等の安全性向上のための建築設備(建物)については、限定的に交付の対象となります。

【用地費の範囲】

用地取得に要する費用については、交付の対象となりません。

【設備の組合せ例】

次頁からの組合せ例(Ⅱ-①~③)を参考にして下さい。

組合せ例 II-①

区分	エネルギー回収推進施設
分類	熱回収施設(焼却(含ガス化溶融))

【施設概要】

熱分解、溶融等の単位反応を単独、又は組み合せて適用することにより、ごみを高温酸化して容積を減じ、残さ又は溶融固化物に変換する施設です。

具体的には、ストーカ式等各種の燃焼方式の燃焼装置を有するごみ焼却施設、または、ごみを熱分解した後、発生ガスを燃焼又は回収（改質）する装置を有する熱分解と溶融を行う施設があります。

【設備内容】

エネルギー回収推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のものを抽出し組み合わせて整備することが可能です。

i. エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	12 排水処理設備
1 受入・供給設備(搬入・退出路を除く。)	13 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
2 前処理設備	14 冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
3 固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備	15 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
4 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備	16 前各号の設備の設置に必要な建築物
5 燃焼ガス冷却設備	ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
6 排ガス処理設備	1 搬入車両に係る洗車設備
7 余熱利用設備・エネルギー回収設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	2 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
8 通風設備	1 の設備及び前各号の設備の設置に必要な塀壁、護岸、3 防潮壁等
9 灰出し設備(灰固化化設備を含む。)	iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. 16の建築物のうち、11、12、14及び15の設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)。
10 残さ物等処理設備(資源化設備を含む。)	
11 搬出設備	

※ P 29と同じ表です。

【ポイント】

発電効率又は熱回収率が10%以上であることが必要になります。また、余熱を利用して発電を行う場合は、平成8年3月29日付け衛環第135号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「ごみ焼却処理の際の余熱を利用した電力供給設備による特定供給について」に留意して下さい。

組合せ例 II -②

区分	エネルギー回収推進施設
分類	高効率原燃料回収施設(含ごみメタン化施設)

【施設概要】

バイオガス（メタンガス等）の回収に適したごみを、微生物により嫌気性分解することで、メタン等を主成分とするバイオガスを回収する施設です。

【設備内容】

エネルギー回収推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のものを抽出し組み合わせて整備することが可能です。

i. エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	12 排水処理設備
1 受入・供給設備(搬入・退出路を除く。)	13 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
2 前処理設備	14 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
3 固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備	15 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
4 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備	16 前各号の設備の設置に必要な建築物
5 燃焼ガス冷却設備	ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
6 排ガス処理設備	1 搬入車輌に係る洗車設備
7 余熱利用設備・エネルギー回収設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	2 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
8 通風設備	3 i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
9 灰出し設備(灰固化形化設備を含む。)	iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i ～ 16の建築物のうち、11、12、14及び15の設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)。
10 残さ物等処理設備(資源化設備を含む。)	
11 搬出設備	

※ P 29 と同じ表です。

【ポイント】

循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設（高効率原燃料回収施設・交付率：1／2）は、バイオガス（メタンガス等）の回収を高効率で行う施設とします。高効率原燃料回収施設を整備する場合は、バイオガス回収効率が 150Nm³/t 以上、かつ、バイオガス発生量が 3,000Nm³/日以上であることが必要です。

ガスの回収率及び発生量が低い施設は交付率が 1／3 となります。

メタンガス等については、利用先の確保を十分に検討して下さい。

し尿を処理する施設においてバイオガスの回収を行う場合は、有機性廃棄物リサイクル推進施設（III-① 汚泥再生処理センター）が対象となります。

組合せ例 II-③

区分	エネルギー回収推進施設
分類	ごみ燃料化施設 (RDF、BDF、炭、エタノール燃料、木材チップ等)

【施設概要】

廃棄物を圧縮処理、化学反応処理、熱分解処理等を行うことにより、廃棄物に含まれているエネルギー源を回収する施設です。

【設備内容】

エネルギー回収推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のものを抽出し組み合わせて整備することが可能です。

i. エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	12 排水処理設備
1 受入・供給設備(搬入・退出路を除く。)	13 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
2 前処理設備	14 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
3 固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備	15 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
4 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備	16 前各号の設備の設置に必要な建築物
5 燃焼ガス冷却設備	ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
6 排ガス処理設備	1 搬入車輌に係る洗車設備
7 余熱利用設備・エネルギー回収設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	2 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
8 通風設備	3 i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
9 灰出し設備(灰固化化設備を含む。)	iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i ～ 16の建築物のうち、11、12、14及び15の設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)。
10 残さ物等処理設備(資源化設備を含む。)	
11 搬出設備	

※P 2.9と同じ表です。

また、炭化施設については、上記のほか、⑤燃焼ガス冷却設備、⑥排ガス処理設備、7余熱利用設備・エネルギー回収設備(発生ガス等の利用設備を含む。)、8通風設備、9灰出し設備(灰固化化設備を含む。)を組み合わせて整備することが一般的です。

【主な施設】

R D F 化施設：可燃ごみ等を圧縮、形成する等により、固体の燃料とする施設です。利用先の熱回収率が20%以上である場合に、製造施設を整備することが可能です。

B D F 化施設：廃食用油等を化学処理により、液体燃料(メチルエステル等を主成分)とする施設です。

炭化施設：可燃ごみ等を空気を遮断して加熱し、可燃性ガス及び炭化物を燃料として回収する施設です。

エタノール燃料化施設：木くず等の有機性廃棄物を化学処理、生物処理により、エタノール燃料を回収する施設です。

木材チップ化施設：木くず等を破碎、乾燥等の処理により、チップ状の燃料とする施設です。

注) B D F : バイオディーゼル燃料

III. 有機性廃棄物リサイクル推進施設 とは？

【施設概要】

生ごみ等の有機性廃棄物(バイオマス廃棄物)を、し尿及び浄化槽汚泥等と併せて処理する施設や、たい肥化、飼料化等の資源リサイクルを図る施設です。

【主な設備】

本表にある設備を組み合わせることで、様々な施設の整備が可能です。

I. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	
1 受入・貯留・供給設備(搬入・退出路を除く。)	11 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
2 前処理設備	12 希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
3 発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備	13 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
4 嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備	14 前各号の設備の設置に必要な建築物 ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
5 活性汚泥法処理設備	1 搬入車輛に係る洗車設備
6 排ガス処理設備	2 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
7 余熱利用設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	3 i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
8 残さ処理設備	III. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. 14の建築物のうち、1, 2, 6, 8, 9, 10, 11, 12及び13の設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)。
9 搬出設備	
10 排水処理設備(消毒設備を含む。)	

【主な施設】

汚泥再生処理センター、ごみ飼料化施設、ごみたい肥化施設等の整備が可能です。

【建築物等の範囲】

プラントに係る基礎及び杭、計量設備、洗車設備、護岸及び防潮壁等は交付の対象となります。また、有機性資源回収の高度化のための建築設備(建物)については、限定的に交付の対象となります。

【用地費の範囲】

用地取得に要する費用については、交付の対象となりません。

【設備の組合せ例】

次頁からの組合せ例(III-①～③)を参考にして下さい。

区分	有機性廃棄物リサイクル推進施設
分類	汚泥再生処理センター

【施設概要】

し尿及び浄化槽汚泥のみならず、その他の生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理するとともに、資源（メタンガス、たい肥等）回収を行う施設です。

【設備内容】

有機性廃棄物リサイクル推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のものを抽出し組み合わせて整備することが可能です。

i. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	11 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
1 受入・貯留・供給設備(搬入・退出路を除く。)	12 希釀、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
2 前処理設備	13 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
3 発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備	14 前各号の設備の設置に必要な建築物
4 嫣気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備	ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
5 活性汚泥法処理設備	1 搬入車輌に係る洗車設備
6 排ガス処理設備	2 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
7 余熱利用設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	3 i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
8 残さ処理設備	iii. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i、14の建築物のうち、1、2、6、8、9、10、11、12及び13の設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)。
9 搬出設備	
10 排水処理設備(消毒設備を含む。)	

※ P 3 3 と同じ表です。

【ポイント】

資源回収には、次のものが考えられます。

メタン回収：生物処理によりメタンを発生させ、燃料や発電に使用。

たい肥化：生物処理によりたい肥を製造する。

炭化：土壤改良剤、脱臭剤として使用。

リン回収：処理水中のリンを回収し、たい肥の原料とする。

助燃剤：汚泥の含水率を70%以下に乾燥させ助燃剤とする。

農政業務担当部局等と十分な調整を図る等、資源化したメタンガス及びたい肥等については、利用先の確保を十分に検討して下さい。

組合せ例 III-②

区分	有機性廃棄物リサイクル推進施設
分類	ごみ飼料化施設

【施設概要】

異物を含まないように分別・選別した厨芥等、飼料化に適したごみを微生物による生物反応・加温等による分解・乾燥等の処理によって動物の栄養になる飼料を得る施設です。

【設備内容】

有機性廃棄物リサイクル推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のものを抽出し組み合わせて整備することが可能です。

i. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	11 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
1 受入・貯留・供給設備(搬入・退出路を除く。)	12 希釀、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
2 前処理設備	13 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
3 発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備	14 前各号の設備の設置に必要な建築物
4 嫣気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備	ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
5 活性汚泥法処理設備	1 搬入車輛に係る洗車設備
6 排ガス処理設備	2 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
7 余熱利用設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	3 i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
8 残さ処理設備	iii. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. 140の建築物のうち、1, 2, 6, 8, 9, 10, 11, 12及び13の設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)。
9 搬出設備	
10 排水処理設備(消毒設備を含む。)	

※ P 33と同じ表です。

【ポイント】

農政業務担当部局等と十分な調整を図る等、飼料については、利用先の確保を十分に検討して下さい。

組合せ例 III-③

区分	有機性廃棄物リサイクル推進施設
分類	ごみみたい肥化施設

【施設概要】

たい肥化に適した有機性廃棄物を、機械的に攪拌しつつ好気性雰囲気にさらすことにより、微生物による分解を促進させて、たい肥にする施設です。

【設備内容】

有機性廃棄物リサイクル推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のものを抽出し組み合わせて整備することが可能です。

i. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	11 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
1 受入・貯留・供給設備(搬入・退出路を除く。)	12 希釀、冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
2 前処理設備	13 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
3 発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備	14 前各号の設備の設置に必要な建築物
4 嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備	ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
5 活性汚泥法処理設備	1 搬入車輌に係る洗車設備
6 排ガス処理設備	2 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
7 余熱利用設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	3 i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
8 残さ処理設備	III. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i~14の建築物のうち、1.2.6.8.9.10.11.12及び13の設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)。
9 搬出設備	
10 排水処理設備(消毒設備を含む。)	

※ P 3 3 と同じ表です。

【ポイント】

農政業務担当部局等と十分な調整を図る等、たい肥については、利用先の確保を十分に検討して下さい。

IV. 循環型社会の基盤となる最終処分場 とは？

【概 要】

循環型社会形成推進交付金制度の中において、3Rの推進を縁の下で支える基盤的施設として「最終処分場」及び「最終処分場再生事業」を「循環型社会の基盤となる最終処分場」とグループ化しました。

【設 備】

最終処分場及び最終処分場再生事業に係る設備の範囲は、次のとおりです。

i. 最終処分場に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	10 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
1 管理・計量設備	11 前各号の設備の設置に必要な建築物
2擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備	ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
3 止水壁その他止水に必要な設備	1 積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
4 覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備	2 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
5 浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備	3 i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
6 沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備	iii. 最終処分場(最終処分場再生事業)に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. 11の建築物のうち、i. 1、6、8及び10の設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)。
7 飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備	
8 破砕設備その他埋立処分の前処理に必要な設備	
9 消火設備その他火災防止に必要な設備	

【建築物等の範囲】

計量設備、水処理設備等に係る基礎及び杭、補完的設備としての搬入路は交付の対象となります。

【用地費の範囲】

用地取得に要する費用については、交付の対象となりません。

【事業例】

次頁の事業例(IV-①)を参考にして下さい。

区分	循環型社会の基盤となる最終処分場
分類	最終処分場再生事業

【事業概要】

基準に適合していない最終処分場を適正なものに再生させ、併せて既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加させる事業と、適正な最終処分場について、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加させる事業が対象となります。

【事業のフロー】

適正な最終処分場に係る事業は、次の①、③、④が該当します。

不適正な最終処分場に係る事業は、次の①～④が該当します。

- ①既に埋め立てられている廃棄物を最終処分場から掘り起こし、最終処分場等に破碎・選別・圧縮等を行う仮設の設備を設置し減容するか、溶融施設やリサイクルセンター等（破碎設備を有する施設）の既存の処理施設へ持ち込み、減容する。
- ②遮水工及び水処理設備を整備する。
- ③①で減容した廃棄物を他の最終処分場へ搬入するか、あるいは、当該最終処分場へ埋め戻す。
- ④事業実施前に比して、埋立残余容量が増加した最終処分場となる。

※上記のうち、①の「掘り起こし」・「仮設の設備の設置及び減容」及び既存の処理施設までの「運搬」に係る費用は交付の対象となります。ただし、既存の処理施設における「減容」に係る処理費用は交付の対象としません。

※減容を行う施設を仮設ではないものとして整備する場合は、別途、マテリアルリサイクル推進施設やエネルギー回収推進施設等を申請して下さい。

【ポイント】

一地域計画期間内において事業が完結するよう実施して下さい。

適正な最終処分場において行う事業にあっては、以下の条件を満たすことが必要です。

- ①新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていること。
- ②5ヶ年分以上の埋立処分容量の増加が図られること。

V. 水循環のための施設とは？

【概要】

水循環のための施設とは、「浄化槽」及び「コミュニティ・プラント」のグループです。我が国におけるし尿の処理は、浄化槽、コミュニティ・プラント及び公共下水道等により行われていますが、循環型社会形成推進交付金制度の対象となる浄化槽及びコミュニティ・プラントを、し尿及び生活雑排水を流域の水循環に貢献しうる形で処理することから「水循環のための施設」としました。

施設の種類	施設の内容	対象人口	処理水の性状
浄化槽 (浄化槽法)	し尿と生活雑排水を併せて処理する施設。	制限無し	BOD 20mg/L 以下
コミュニティ・プラント (廃棄物処理法)	管路によって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設。	101人以上～3万人未満	BOD 20mg/L 以下 SS 30mg/L 以下
(参考1) 公共下水道 (下水道法)	市街地における汚水を処理し、流域下水道に接続するもの、又は終末処理場を有するもの。	制限無し	汚水の処理方法により異なる。(下水道法施行令第6条)
(参考2) 農業集落排水処理施設 (浄化槽法)	農業振興地域において、し尿及び生活雑排水を処理する施設。	概ね千人程度 受益戸数20戸以上	BOD 20mg/L 以下 SS 50mg/L 以下

【事業例】

次の事業例(V-①、V-②)を参考にして下さい。

区分	水循環のための施設
分類	浄化槽整備事業

【事業概要】

し尿や生活雑排水などの生活排水を処理する浄化槽の計画的な整備することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る事業です。

〈浄化槽設置整備事業〉

市町村が雑排水対策を促進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るために、その設置又は改築を行う者に対して、設置又は改築に要する費用を助成する事業です。

〈浄化槽市町村整備推進事業〉

生活排水処理を緊急的に促進する必要がある地域において、市町村が設置主体となって浄化槽の計画的な整備を行う事業です。

【対象浄化槽】

- ・浄化槽（単独処理浄化槽に一定の機能を付加することで合併処理浄化槽の機能を有する変則浄化槽を含む）
- ・窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- ・窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- ・BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽
- ・既設の浄化槽（改築に限る）

【対象経費】

工事費、事務費、調査費、計画策定調査費、単独処理浄化槽撤去費

単独処理浄化槽撤去費の要件

- ・対象地域 水質汚濁対策が必要な地域
(湖沼法の指定地域、水濁法の水質総量規制の指定地域及び生活排水対策重点地域)
- ・対象浄化槽 使用開始後10年以内の単独処理浄化槽
- ・適用の条件と基準額の特例
(現行の助成制度の単独処理浄化槽の改築事業が適用できない場合で、かつ単独処理浄化槽を撤去しなければ、合併処理浄化槽を設置できない場合において、現行の基準額に最大9万円を加えた額を基準額といたします。)

【ポイント】

浄化槽については、特例として環境大臣が特に必要と認めた地域を含む市町村については、人口及び地域の要件にかかわらず交付対象となります。

市町村が污水処理施設の整備事業として、浄化槽、下水道、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設など複数の事業を実施している場合には、污水処理施設整備交付金による計画的な整備を推奨しています。

区分	水循環のための施設
分類	コミュニティ・プラント

【施設概要】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って設置され、管路によって集められた、し尿及び生活雑排水を併せて処理する施設をいい、管路施設、水処理設備及び脱臭設備等の附属設備から構成されます。

【設備内容】

i. 水洗便所のし尿及び生活排水(以下「汚水」という。)の処理に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	10 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備 11 前各号の設備の設置に必要な建築物
1 スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備 2 散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備	ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。 1 管理棟 2 構内道路
3 消毒設備	3 構内排水設備
4 汚泥処理設備	4 搬入車輛に係る洗車設備
5 脱臭設備	5 構内照明設備
6 換気、除じん等に必要な設備	6 門、柵障
7 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備 8 幹線管渠(内径150m/m以上のものに限る。)及びこれに付属する枠、取付管、マンホール等の設備	7 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備 8 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
9 管理・計量設備、ポンプ設備等の設備	9 i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

【建築物等の範囲】

設備設置に必要な建築物及び管理棟、構内道路等に要する費用は、交付の対象となります。

【用地費の範囲】

用地取得に要する費用については、必要最小限度、かつ、環境大臣に協議し承認を得た額の範囲において交付の対象となります。

VIII. 施設整備に関する計画支援事業とは？

【事業概要】

廃棄物処理施設整備事業及び浄化槽に係る事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行う事業です。

【対象事業】

施設を整備するに当たって直接関係のある事業のうち、事業主体となる市町村等が行う事業で、地域計画の承認後（内示後）に行われる事業です。

（例）

- ・用地、地質、地盤、地下水、埋蔵文化財等の調査及び測量業務
- ・環境アセスメント（生活環境影響調査及び条例アセスを含む）
- ・基本設計、発注仕様書の作成
- ・廃焼却炉解体前のダイオキシン類調査・アスベスト調査
- ・PFI事業者選定アドバイザリー
- ・この他、図7（P45）を参考にして下さい

【ポイント】

支援事業の母体となる施設整備についての具体的な計画がある（建設場所、整備する施設、施設規模等が概ね決定している。）ことが前提となります。

次の業務・事業・手続きに係るものは、対象となりません。

- ①一般廃棄物処理計画や地域計画の作成に係る業務
- ②各種ソフト事業（例：処理システム検討に関する事業、有料化導入等に関する事業等）
- ③各種法令に基づく諸手続（例：農地転用、都市計画決定等）

計画支援事業は、地域計画の承認後に行われる事業であることが前提ですが、上記②及び③については地域計画作成後に行われる事業であっても対象となりませんので留意して下さい。

(図7)

計画支援事業の対象、非対象の例

事業の種別	対象内外	事業の種別	対象内外
施設整備に必要な事前作業		事業運営に関する作業	
建設用地の決定	×	事業運営方法決定	○
必要用地の計画諸元決定、用地選定		PFI導入可能性調査	
焼却施設解体のための調査	○	PFI事業者選定アドバイザリー	
解体工事に伴うダイオキシン類調査		施設整備に関する作業	
解体工事に伴うアスベスト調査		処理施設内容決定に関する調査	
廃焼却施設解体		施設整備事業基本計画	
財産処分申請手続き	×	性能発注方式(発注仕様書方式)	
解体撤去工事発注仕様書作成	○	処理技術実態調査	
解体工事	△	処理施設基本設計	
解体撤去工事施工監理	△	発注仕様書作成	
撤去物の処理費用	×	画面発注方式(実施設計作成方式)	
施設整備に関する諸手続き作業		処理技術実態調査	
建設用地に関する調査		処理施設基本設計	
土地利用手続き		実施設計書作成	
土地利用に関する各種法令に基づく手続き		施工監理	△
農地転用	×	施設建設工事	
林地開発等		施工監理	
都市計画決定		書類審査	
埋蔵文化財調査	○	現場監理	
電波障害調査		性能確認	
土壤汚染調査		事後調査(生活環境影響調査)	×
測量		一般廃棄物処理計画等作成	×
地質調査	○	循環型社会形成推進地域計画作成等	×
造成計画		3R推進に関する作業(検討、ソフト事業等)	×
生活環境影響調査	○		

○…対象、△…工事費(事務費等)で対応、×…対象とならない

5. 循環型社会形成推進交付金交付要綱・交付取扱要領

循環型社会形成推進交付金交付要綱

第1 通則

循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 定義

1. 循環型社会形成推進交付金

市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

2. 交付対象事業

地域計画に掲げられた、別表1に掲げる事業等（他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。）をいう。

3. 交付対象事業者

この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第2項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村をいう。

第3 交付対象

1. この交付金の交付対象は、人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とする。ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過

疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。

2. 前項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 離島地域　離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- (2) 奄美群島　奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する区域
- (3) 豪雪地域　豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項又は第2項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯
- (4) 山村地域　山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する山村
- (5) 半島地域　半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- (6) 過疎地域　過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

第4 交付期間

この交付金を交付する期間は、地域計画ごとに、交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内とする。

第5 交付限度額

交付金の額は、次に掲げる式により算出された額を超えないものとする。ただし、沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島については、別表2により算出した額を超えないものとする。

$$\text{交付限度額} = 1/3 \times A + 1/2 \times B$$

A : 別表1の第1項から第9項までの事業（第2項のうち循環型社会形成推進交付金交付取扱要領第12項（3）ア、4）における高効率原燃料回収施設（以下「高効率原燃料回収施設」という。）を整備する事業は除く。）及びそれに係る第13項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B : 別表1の第2項のうち高効率原燃料回収施設を整備する事業及びそれに係る第13項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

なお、市町村がPFI事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担する場合に

においては、上記A及びBにおける「交付限度額を算出する場合の要件」を「間接交付の場合の事業に要する額」と読み替えるものとする。

第6 交付金の単年度交付額

1. 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

D : 前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

2. 交付額の年度間調整

この交付金の交付後、進捗率に変更があった場合、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

第7 交付の条件

この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

1. 交付対象事業者及び第10の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、地域計画に定められた交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

2. 財産の処分

(1) 交付金の交付の対象となった事業（以下「交付事業」という。）により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(3) 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともにその効率

的な運営を図らなければならない。

(4) ただし、浄化槽設置整備事業には前3号は適用しない。

第8 循環型社会形成推進地域計画の提出等

1. 交付対象事業を実施しようとする市町村は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、当該計画を環境大臣に提出しなければならない。

(1) 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

ア 対象地域

イ 計画期間

ウ 基本的な方向

(2) 循環型社会形成推進のための現状と目標

ア 一般廃棄物等の処理の現状

イ 一般廃棄物等の処理の目標

(3) 施策の内容

ア 発生抑制、再使用の推進

イ 処理体制

ウ 処理施設の整備

エ 施設整備に関する計画支援事業

オ その他の施策

(4) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

(5) 交付期間

(6) 計画のフォローアップと事後評価

2. 環境大臣は、市町村から前項の規定に基づく地域計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体に対し通知する。

3. 前2項の規定は、地域計画を変更する場合に準用する。

第9 循環型社会形成推進地域計画の事後評価

1. 市町村は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告をしなければならない。

2. 環境大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

第10 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

第11 監督等

1. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に対し、市町村長は当該市町村がPFI法第7条に基づき選定した民間事業者（以下「PFI事業者」という。）に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
2. 環境大臣及び都道府県知事は地方公共団体に対し、市町村長はPFI事業者に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

別表1（循環型社会形成推進交付金の交付対象事業）

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1. マテリアルリサイクル推進施設	施設の新設、増設に要する費用
2. エネルギー回収推進施設	同 上
3. 有機性廃棄物リサイクル推進施設	同 上
4. 最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。）	同 上
5. 最終処分場再生事業	事業に要する費用
6. 併せ産廃モデル施設（18年度限りの交付対象事業）	施設の新設、増設に要する費用
7. コミュニティ・プラント	同 上
8. 净化槽設置整備事業	事業に要する費用
9. 净化槽市町村整備推進事業	同 上
10. 廃棄物循環型処理施設基幹的施設（沖縄県のみ交付対象）	設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業に要する費用
11. 可燃性廃棄物直接埋立施設（沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	施設の新設、増設に要する費用
12. 燃却施設（熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象）	同 上
13. 施設整備に関する計画支援事業	廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用

備考

浄化槽市町村整備推進事業には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項に規定する選定事業者から施設を取得する事業を含む。

別表2（沖縄県、離島地域（北海道の離島地域を含む。）及び奄美群島の交付限度額）

地 域	算 出 方 法
沖 縄 県	$1 / 2 \times (A + B)$
離島地域（北海道の離島地域を含む。）	$1 / 3 \times A + 1 / 2 \times B$
奄美群島	$1 / 3 \times A + 1 / 2 \times B$

備考

A：別表1の第1項から第6項までの事業（第2項のうち高効率原燃料回収施設及び第3項のうちし尿を処理する施設を整備する事業は除く。）、第11項及び第12項の事業並びにそれに係る第13項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B：別表1の第2項のうち高効率原燃料回収施設を整備する事業、第3項のうちし尿を処理する施設を整備する事業及び第7項から第10項までの事業並びにそれに係る第13項の事業ごとに、交付限度額を算出する場合の要件の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領

1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について

- (1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり原則として都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。
- (2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。
- (3) (1)の意見交換を経て作成された地域計画の承認について、環境省は審査を簡素化し、当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかどうか等を確認した上で、速やかに承認するものとする。

2. 交付金の交付の申請について

- (1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。
- (2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。

3. 交付金の交付決定変更の申請について

- (1) 事業間、費目間の流用は基本的に自由であり、交付金の額を変更しない場合は、変更交付申請は不要とする。ただし、循環型社会形成推進地域計画の内容の著しい変更を伴うものは、「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。
- (2) 所管都道府県知事は、「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。

4. 交付対象事業の完了予定期日の変更について

- (1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日（以下

「完了予定期日」という。) を変更しようとする場合は、環境大臣に報告するものとする。

ただし、交付金の繰越を伴わない場合であり、かつ変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（交付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後6箇月以内である場合は、この限りではない。

(2) 完了予定期日の変更を報告しようとする交付対象事業者は「交付対象事業の完了予定期日変更報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて環境大臣に提出すること。

(3) 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が循環型社会形成推進地域計画の内容の著しい変更に伴う場合は、交付金の交付決定の変更の申請に含めて行うこと。

5. 申請等の様式について

申請書等の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 交付金交付申請書 | 様式第1 |
| (2) 交付金交付申請報告書 | 様式第2 |
| (3) 交付金交付決定変更申請書 | 様式第3 |
| (4) 交付金交付決定変更申請報告書 | 様式第4 |
| (5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書 | 様式第5 |
| (6) 交付金交付決定取消申請書 | 様式第6 |
| (7) 交付金事業実績報告書 | 様式第7 |

6. 事業費の費目の内容及び算定方法について

(1) 交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表1及び2第I欄及び第II欄並びに別表3及び4第1欄及び第2欄に掲げるものとする。

なお、様式第1「交付金交付申請書」及び様式第3「交付金交付決定変更申請書」で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雑費の総計とする。

(2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表1及び2第I欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第IV欄に掲げる基準額並びに別表3及び4第1欄に掲げ区分につきそれぞれ同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。

(3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出すること。

7. 交付金の交付決定の取消申請について

交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、特別な事由が生じたため、当該交付金の交付決定の取消しを申請しようとするときは、様式第6「交付金交付決定取消申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続に準じて提出すること。

8. 交付金事業事務の標準的処理期間

(1) 交付金交付申請の受理後、交付の決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(2) 都道府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

9. 状況報告等

環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

10. 実績報告

この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7「交付金事業実績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

11. その他

特別の事情により第1項(2)、第6項及び第10項に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

12. 交付の対象となる事業の細目基準

(1) 交付金の交付の対象となる事業にあっては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。

(2) 交付の対象となる事業の範囲

ア. 新設（更新を含む。以下同じ。）に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一體的な施設を建設する事業であって、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄の別に定める施設とは、次に掲げる施設であること。（以下同じ。）

(ア) エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、併せ産廃モデル施設のうち、熱回収施設

(イ) 最終処分場、最終処分場再生事業及び併せ産廃モデル施設のうち、最終処分場ただし、(ア)については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される事業はこの限りでない。

イ. 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理能力を増加させるため、当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備する事業及び安全対策上必要な設備を追加して設置する事業であって、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業及び必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

ウ. 改造に係る事業

改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改造する(3)のイに定める事業であること。

エ. 淨化槽に係る事業

浄化槽に係る事業とは、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であること。

1) 浄化槽設置整備事業は、平成18年4月21日付け環廃対発第060421002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」による事業であること。

- 2) 净化槽市町村整備推進事業は、平成18年4月21日付け環廃対発第060421003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」による事業であること。
- 3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年第1117号。）第2条第3項第4号に規定する事業としての、浄化槽市町村設置整備事業は、平成18年4月21日付け環廃対発第060421003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙「浄化槽市町村整備推進事業」による事業として、浄化槽施設を取得する事業であること。

（3）交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。なお、交付金の交付の対象となる事業は、地域計画に基づく事業であって交付対象事業費の合計が10,000千円以上となる事業であること。（ただし、浄化槽設置整備事業及び施設整備に関する支援事業は除く。）

ア．新設及び増設に係る事業

- 1) 新設及び増設に係る事業において交付の対象となる事業は、マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収推進施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、最終処分場（可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。以下同じ。）、最終処分場再生事業、併せ産廃モデル施設、コミュニティ・プラント、浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業、可燃性廃棄物直接埋立施設、焼却施設（熱回収を行わない施設に限る。以下同じ。）、施設整備に関する計画支援事業である。
- 2) 焼却施設及び可燃性廃棄物直接埋立施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。
- 3) エネルギー回収推進施設において、廃棄物の焼却を行う施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が10%以上の施設に限る。
- 4) エネルギー回収推進施設において、高効率原燃料回収施設を整備する場合は、メタン回収ガス発生率が150Nm³/ごみトン以上であり、かつ、メタン回収ガス発生量が3,000Nm³/日以上の施設に限る。
- 5) エネルギー回収推進施設において、ごみ固形燃料（RDF）化施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が20%以上の余熱を利用するRDF利用施設へ持ち込むものに限る。
- 6) ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料化施設については、ごみ固形燃料の適正管理対策について（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。
- 7) マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収推進施設については、「アスベストの飛散防止対策について（仮称）」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

8) 新設及び増設に係る事業において交付の対象となる事業の範囲は次のとおりである。

(ア) マテリアルリサイクル推進施設

i. マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧分別収集回収拠点の整備
- ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
- ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
- ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
- ⑫燃焼ガス冷却設備
- ⑬排ガス処理設備
- ⑭余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑮通風設備
- ⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
- ⑰搬出設備
- ⑱排水処理設備
- ⑲換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑳冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ㉑前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ㉒前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理棟
- ②構内道路
- ③構内排水設備
- ④搬入車両に係る洗車設備
- ⑤構内照明設備
- ⑥門、囲障
- ⑦搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
iii. i の⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

(イ) エネルギー回収推進施設

i. エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ⑤燃焼ガス冷却設備
- ⑥排ガス処理設備
- ⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
- ⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪搬出設備
- ⑫排水処理設備
- ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑭冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①搬入車両に係る洗車設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑯の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑮の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ウ) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

i. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・貯留・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備
- ④嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処

理に必要な設備

- ⑤活性汚泥法処理設備
 - ⑥排ガス処理設備
 - ⑦余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
 - ⑧残さ処理設備
 - ⑨搬出設備
 - ⑩排水処理設備（消毒設備を含む。）
 - ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 - ⑫希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 - ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑭前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①搬入車両に係る洗車設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、
i. ⑭の建築物のうち、①、②、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(エ) 最終処分場

- i. 最終処分場に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①管理・計量設備
 - ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
 - ③止水壁その他止水に必要な設備
 - ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
 - ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
 - ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
 - ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
 - ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
 - ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
 - ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 - ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物
- ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
- ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
 - ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 - ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- iii. 最終処分場に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(オ) 最終処分場再生事業

i. 最終処分場再生事業に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 最終処分場再生事業に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(カ) 併せ産廃モデル施設（熱回収施設）

i. 併せ産廃モデル施設（熱回収施設）に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの焼却に必要な設備
- ④燃焼ガス冷却設備
- ⑤排ガス処理設備
- ⑥余熱利用設備
- ⑦通風設備
- ⑧灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
- ⑨搬出設備
- ⑩排水処理設備
- ⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑫冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
- ⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑭ 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

① 搬入車両に係る洗車設備

② 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 併せ産廃モデル施設（熱回収施設）に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、⑧、⑨、⑫及び⑬の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(キ) 併せ産廃モデル施設（最終処分場）

i. 併せ産廃モデル施設（最終処分場）に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

① 管理・計量設備

② 擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備

③ 止水壁その他止水に必要な設備

④ 覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備

⑤ 浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備

⑥ 沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備

⑦ 飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備

⑧ 破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備

⑨ 消火設備その他火災防止に必要な設備

⑩ 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪ 前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

① 積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

② 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 併せ産廃モデル施設（最終処分場）に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(ク) コミュニティ・プラント

i. 水洗便所のし尿及び生活排水（以下「汚水」という。）の処理に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

① スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備

② 散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備

③ 消毒設備

④ 汚泥処理設備

⑤脱臭設備

⑥換気、除じん等に必要な設備

⑦冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備

⑧幹線管渠（内径150m/m以上のものに限る。）及びこれに付属する桟、取付管、マンホール等の設備

⑨管理・計量設備、ポンプ設備等の設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①管理棟

②構内道路

③構内排水設備

④搬入車両に係る洗車設備

⑤構内照明設備

⑥門、囲障

⑦搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備

⑧電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑨ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(ケ) 可燃性廃棄物直接埋立施設

i. 可燃性廃棄物直接埋立施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①管理・計量設備

②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備

③止水壁その他止水に必要な設備

④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備

⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備

⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備

⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備

⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備

⑨消火設備その他火災防止に必要な設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 可燃性廃棄物直接埋立施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i.

⑪の建築物のうち、i. ①、⑥、⑧及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(コ) 焼却施設

i. 焼却施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②前処理設備

③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの焼却に必要な設備

④燃焼ガス冷却設備

⑤排ガス処理設備

⑥余熱利用設備

⑦通風設備

⑧灰出し設備（灰固化化設備を含む。）

⑨搬出設備

⑩排水処理設備

⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑫冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備

⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑭前各号の設備の設置に必要な建築物

ii. i の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。

①搬入車両に係る洗車設備

②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

③ i の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

iii. 焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、i. ⑭の建築物のうち、

②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑪及び⑫の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(サ) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関する計画支援事業については、廃棄物処理施設整備事業及び浄化槽に係る事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行う事業とする。

イ. 改造に係る事業

改造に係る事業において交付の対象となる施設は、廃棄物循環型処理施設基幹的施設であって、その範囲は次のとおりであること。

・廃棄物循環型処理施設基幹的施設

設置後原則として7年以上経過した廃棄物処理施設の基幹的施設であって次に掲げるもの。ただし、沖縄県において整備するものに限る。

i . ごみ処理施設

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②燃焼設備・醸酵設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの処理に必要な設備
- ③燃焼ガス冷却設備
- ④排ガス処理設備
- ⑤余熱利用設備
- ⑥通風設備
- ⑦灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
- ⑧排水処理設備
- ⑨不燃物処理・資源化設備
- ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備

ii . i の補完施設

ウ. 净化槽に係る事業

净化槽に係る事業において交付の対象となるものの範囲は次のとおりであること。

- (ア) 净化槽
- (イ) 変則净化槽
- (ウ) 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の净化槽
- (エ) 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の変則净化槽
- (オ) 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の净化槽
- (カ) 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の変則净化槽
- (キ) BOD除去能力を有する高度処理型の净化槽
- (ク) BOD除去能力を有する高度処理型の変則净化槽
- (ケ) 既設の净化槽（改築に限る）－净化槽設置整備事業のみ適用

改築に係る事業であって、改築に直接必要な次ぎの設備の範囲とする。

- ①スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備
- ②その他の汚水処理設備
- ③消毒設備
- ④脱臭設備
- ⑤換気、除じん等に必要な設備

附 則

本要領は、平成18年度予算にかかる交付金事業から適用する。

別表1

I 算定基準

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
工 事 費		(直接工事費)	<p>本工事費</p> <p>材 料 費 別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。</p> <p>労 務 費 別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>直 接 経 費 直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。</p> <p>このうち、機械器具損料については、別に定める「機械器具損料表」による。</p>
		(間接工事費)	<p>共通仮設費 間接工事費のうち、共通仮設費については、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、跡片付け整地等に要する費用 (3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用 (5) 技術管理に要する費用 (6) 現場事務所、労務者宿舎及び資材置場等の営繕に要する費用（以下「営繕損料」という。） (7) 労務者輸送に要する費用（以下「労務者輸送費」という。）

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(8) 交通の管理、安全施設に要する費用の合計額をいう。</p> <p>營繕損料については、直接工事費と共に仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）から共通仮設費のうちの營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500万円以下の場合 2.5%</p> <p>(2) 純工事費が 500万円を超え 1,000万円以下の場合 1.9%</p> <p>(3) 純工事費が 1,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.5%</p> <p>(4) 純工事費が 3,000万円を超える場合 1.0%</p> <p>労務者輸送費については、純工事費から共通仮設費のうち營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(1) 純工事費（營繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(9)において同じ。）が 100万円以下の場合 7.0%</p> <p>(2) 純工事費が 100万円を超え 200万円以下の場合 5.5%</p> <p>(3) 純工事費が 200万円を超え 500万円以下の場合 4.3%</p> <p>(4) 純工事費が 500万円を超え 800万円以下の場合 3.3%</p> <p>(5) 純工事費が 800万円を超え 2,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(6) 純工事費が 2,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.7%</p> <p>(7) 純工事費が 3,000万円を超え 5,000万円以下の場合 1.3%</p> <p>(8) 純工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 0.8%</p> <p>(9) 純工事費が10,000万円を超える場合 前号において算出される額の最高額。</p>
	現場管理費		<p>純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費が 1,000万円以下の場合 12.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
		一般管理費	<p>(2) 純工事費が 1,000万円を超える場合 10.5%</p> <p>(3) 純工事費が 2,000万円を超える場合 9.0%</p> <p>(4) 純工事費が 5,000万円を超える場合 8.0%</p> <p>(5) 純工事費が 7,000万円を超える場合 7.5%</p> <p>直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。</p> <p>この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事原価が 500万円以下の場合 14.0%</p> <p>(2) 工事原価が 500万円を超える場合 13.5%</p> <p>(3) 工事原価が 1,000万円を超える場合 13.0%</p> <p>(4) 工事原価が 4,000万円を超える場合 12.5%</p> <p>(5) 工事原価が10,000万円を超える場合 12.0%</p> <p>(6) 工事原価が20,000万円を超える場合 11.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等 工 事 費 門 囲 障 等 工 事 費 そ の 他 工 事 費	施設整備の付帯工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し承認を得た額。 なお、算定方式は本工事費に準じて算定すること。
	廃焼却施設 解体費		廃焼却施設の解体に当たっては、解体工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し、承認を得た額。
	用地費及び 補 償 費		用地取得（別に定める施設の用地費を除く。）及び補償等に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し、承認を得た額。
	調 査 費		調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。
	工 事 雑 費		工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 1.0%
事 務 費	旅 費 及 び 庁 費		工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。 (1) 工事費が 5,000万円以下の場合 3.5% (2) 工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 3.0%

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(3) 工事費が10,000万円を超える場合 2.5%</p> <p>(4) 工事費が30,000万円を超える場合 2.0%</p> <p>(5) 工事費が50,000万円を超える場合 1.0%</p> <p>(6) 工事費が100,000万円を超える場合 0.5%</p>

備 考

事業の工期が2ヶ年度以上に渡る場合、營繕損料、労務者輸送費、現場管理費、一般管理費、工事雑費及び事務費のそれぞれの基準額の算定に関して定める率は、工期全体の工事費（純工事費）に対して適用し、当該基準額は、その範囲内で各年度に配分するものとする。

付 表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破碎機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウェストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撤水機、滅菌機、ブロアー、ボイラー、加温設備、汚泥かき寄機、高圧ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベア、レンガ、ストッカー、灰出し設備、電気集じん機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を發揮するものをいう）。

ただし、現場加工されるものを除く。

(1) マテリアルリサイクル推進施設で電動ごみ収集車等を整備する場合

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
車両費 (充・受電機器 設備費を含む)	購入費	—	2t車を原則とする。 20,000千円×台数

(2) マテリアルリサイクル推進施設のその他の事業

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
その他の施設 及び設備	環境大臣と協 議し承認を得 たもの	—	良好な生活環境の形成及びリサ イクルを重視した街づくりを総 合的に推進するための事業で環 境大臣に協議し承認を得た額。

II 費用の説明

交付対象事業の経費（以下「事業費」という。）は、工事費及び事務費に大別され、工事費は更に本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費及び工事雑費に、また事務費は、旅費及び庁費に分けられるが各費目の内容は次の各号によるものである。

1. 「本工事費」とは

(1) 直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。

(2) 「直接工事費」とは

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。

ア. 材料費 工事を施工するに必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。

イ. 労務費 直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。

ウ. 直接経費 工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。

(ア) 特許使用料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。

(イ) 水道光熱電力料 工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。

(ウ) 機械器具損料 工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。

(3) 「間接工事費」とは

ア. 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。

イ. 「共通仮設費」とは、次に掲げるものについて積算するものとする。

(ア) 運搬費 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。

(イ) 準備費 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り（調査費に含まれるもの除く。）、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。

(ウ) 仮設費 機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。

(エ) 役務費 仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。

(オ) 技術管理費 品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技

術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。

- (カ) 営繕損料 現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。
- (キ) 労務者輸送費 労務者輸送に要する費用をいう。
- (ク) 安全費 交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。
- ウ. 「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。(特殊製品については付表参照)
- (4) 「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。
- (5) 「付帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。
- ア. 土地造成費は、施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。
- イ. 搬入道路等工事費は、施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。
- ウ. 門及び囲障等工事費は、敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事費をいう。
- (6) 「廃焼却施設解体費」とは、廃止された廃棄物焼却施設の解体に要する費用をいう。
- (7) 「用地費及び補償費」とは、工事の施工に必要な最小限度の土地等の買収(市街地再開発法第91条に規定する補償金等)及び借料並びに工事施工によって生じた家屋、立木、その他の財産権の侵害による損失並びに物権の移転に伴う損失に対する補償に要する費用(補償金に換え直接施工する補償工事に要する経費及び代替用地に対する差額補償費を含む。)をいう。
- (8) 「工事雑費」とは、交付対象事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料通信運搬費、雜役務費、連絡旅費、及び工程に關係ある職員の給与(退職手当金を除く。)並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る交付対象事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。
2. 「事務費」とは、補助事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費〔賃金(労働保険料を含む)、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費)、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の入件費並びに物件費〕をいう。

III 交付対象事業費の算定要領

1. 工事費について

(1) 本工事費及び付帯工事費の区分

ア. 本工事は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備の設置に係る工事費

(イ) (ア) 設備を補完する設備のうち、管理棟の設置に係る工事費

イ. 付帯工事費は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備を補完する設備（管理棟を除く。）の設置に係る工事費

(イ) 施設の設置に必要な最小限度の用地の造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）

(ウ) 電気、ガス、水道等の引込み工事に係る負担金

(エ) 前各号に掲げる工事等以外のものであって、必要最小限度の付帯工事

(2) 直接工事費

ア. 材料費は、次のものについて算定すること。

(ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することができる。

(イ) 價格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算すること。

イ. 労務費は、次のものについて算定すること。

(ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであり、別に定める工事標準歩掛表に基づいて算定するものとすること。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとすること。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができる。

(3) 特殊製品

特殊製品とは、管理された工場において、原材料を混合及び成型または組立を行う等加工工程を経て生産し、一般に市販されている製品等であって、設計積算に当たって購入（特注を含む。）の上使用することを予定しているものであること。

特殊製品は、交付要綱別表2の付表に掲げるもののほか次のものが該当すること。

i. コンクリート製品

- ①ブロック（積、張、平、連節、根固、消波、空胴、縁石、U型、L型、枠、境界、歩道）
- ②杭（境界、PC、RC）
- ③板（PC、RC）
- ④柱（PC、RC）
- ⑤矢板（PC、RC）
- ⑥管（ヒューム、PC、RC、無筋コンクリート）
- ⑦集水枠、街蓋、方格材、RC杭、柵、ボックスカルバート、組立擁壁

ii. 鉄鋼及び金属製品

- ①桁（I形鋼、H形鋼、溝形鋼、山形鋼）
- ②杭（H形鋼、钢管、簡易鋼）
- ③鋼柱（照明、標識）
- ④矢板（鋼、簡易鋼、钢管）
- ⑤管（鋼、鉄、コルゲート）
- ⑥支保工用H形鋼
- ⑦簡易組立式橋梁、組立式歩道、ライナープレート、覆工板
- ⑧ガードレール、ガードロープ、フェンス、ガードパイプ、落石防止柵、道路鋲、舗装用鉄鋼、鋼格子床板

iii. ゴム・合成樹脂製品

- ①合成樹脂管
- ②ドレンホース
- ③吸出防止材

iv. 電気製品

電気材料及び機器

v. その他

- ①石綿管
- ②陶管
- ③視線誘導票、標識、カーブミラー、情報板、吸防音壁、落石防止網、タイル、消雪パイプ
- ④継手

vi. 半製品

- ①生コンクリート
- ②生アスファルト合材
- ③凍結防止材

(4) 管理棟に係る工事費

管理棟に係る工事費は、次に掲げるものについて算定すること。

- ①管理事務室、②管理体制御室、③作業員控室、④試験室、⑤宿直、⑥仮眠室、⑦浴室、⑧更衣室、⑨湯沸室、⑩食堂、⑪洗面所、⑫換気設備、⑬冷暖房設備、⑭通信設備、⑮昇降機、⑯その他施工の管理に必要な設備

(5) 構内道路に係る工事費

構内道路に係る工事費は、廃棄物の搬入車輌の搬入・退出・焼却残さ等の搬出及び施設の維持管理に必要な車輌等の通行に必要な構内道路及び必要最小限度の駐車場の整備に要する経費であること。

(6) 構内排水設備に係る工事費

構内排水に必要な設備に係る工事費は、雨水の排除、場内清掃等に伴って生ずる汚水の排除等に必要な設備に要する経費であること。

なお、建築物又は構内道路と一体となっているものについては、それぞれの工事費において算定されるものであること。

(7) 洗車設備に係る工事費

洗車設備に係る工事費は、搬入車輌の単位時間当たりの台数に見合う必要最小限度の設備に要する経費であること。

なお、洗車汚水の処理に係る設備については、排水処理設備に係る工事費において算定されるものであること。

(8) 構内照明設備に係る工事費

構内照明設備に係る工事費は、施設の管理に必要な照明設備（建築物と一体となっているものは除く。）の整備に要する経費であること。

(9) 門、囲障に係る工事費

門、囲障に係る工事費は、施設の管理に必要なものであって施設外周の門、囲障の整備に必要な最小限度の工事に要する経費であること。

(10) 搬入道路等に係る工事費

搬入道路等に係る工事費は、主として廃棄物の搬入、車輌の搬入・退出・焼却残さ等の搬出等に必要な道路等の整備に要する経費であること。

(11) 廃焼却炉の解体に係る工事費

廃焼却炉の解体に係る工事費は、廃焼却炉の解体跡地の全部または一部を活用して新たな廃棄物処理施設（交付対象となる全ての廃棄物処理施設）を整備する場合の当該廃焼却炉の解体に要する経費であること。

また、当該廃焼却炉ダイオキシン濃度が 3 ng/g 以上の濃度の場合にあっては、解体後 5 年以内（解体の翌年度から起算）に上記施設の整備に着手すれば対象となること。

なお、解体撤去に係る費用が新たな施設の整備に要する費用を上回る場合においても交付の対象とすること。ただし、解体後、施設整備計画に定めた期間内に新たな廃棄物処理施設の整備に着手しない場合は、交付金の返還をすること。

2. 事務費

事務費のうち備品費は、原則として取得価格 1 品目 15 万円未満のものについて算定するものとし、15 万円以上のものについては、あらかじめ環境大臣に協議し、その承認を得たものに限って算定することができること。

別表2(対象経費の算定基準)

I区分	II費目	III細目	IV交付対象事業費
工事費	本工事費	材料費	国土交通省土木工事積算基準等、国若しくは市町村で定めた主要資材単価の範囲内で、人槽ごとにそれぞれ算出した金額の範囲内で事業実施可能な単価を標準とした額。
		労務費	「公共工事設計労務単価」の範囲内で事業実施時期、地域の実態等を考慮した額。
		労務者保険料	補助事業者が直接支弁する当該本工事費から賃金の支弁される労務者に係る労務者保険料であつて、関係各法令に定められた額の合計額。
		その他諸費	本体費用、労務費及び労務者保険料以外の経費で、本工事に要する諸掛かりの費用(特許費、保管料、仮設費、安全費、役務費)
	付帯工事費	設置に要する工事費	浄化槽設置整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲の額。
事務費	旅費及び 宿泊費		工事施工のために直接必要な事務に要する費用
調査費	事業調査費		浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の地域設定を行うために必要な調査に要する費用
計画策定調査費	事業計画策定調査費		浄化槽市町村整備推進事業の事業計画策定に必要な調査に要する費用

別表3

1区分	2基準額	3対象経費	
浄化槽	(千円) (1) 5人槽 342×基数 (2) 6~7人槽 414×基数 (3) 8~10人槽 537×基数 (4) 11~20人槽 939×基数 (5) 21~30人槽 1,566×基数 (6) 31~50人槽 2,058×基数 (7) 51人槽~ 2,349×基数	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円) 363×基数 441×基数 576×基数 1,002×基数 1,644×基数 2,151×基数 2,454×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するため必要な経費
変則浄化槽	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。		
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	(千円) (1) 5人槽 444×基数 (2) 6~7人槽 486×基数 (3) 8~10人槽 576×基数 (4) 11~20人槽 1,092×基数 (5) 21~30人槽 1,860×基数 (6) 31~50人槽 2,496×基数 (7) 51人槽~ 2,850×基数	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円) 471×基数 519×基数 615×基数 1,164×基数 1,953×基数 2,610×基数 2,979×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するため必要な経費
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。		
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	(千円) (1) 5人槽 528×基数 (2) 6~7人槽 693×基数 (3) 8~10人槽 963×基数 (4) 11~20人槽 1,674×基数 (5) 21~30人槽 2,811×基数 (6) 31~50人槽 3,774×基数 (7) 51人槽~ 4,201×基数	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円) 558×基数 738×基数 1,029×基数 1,779×基数 2,952×基数 3,912×基数 4,386×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するため必要な経費
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。		
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽	(千円) (1) 5人槽 489×基数 (2) 6~7人槽 654×基数 (3) 8~10人槽 903×基数 (4) 11~20人槽 1,551×基数 (5) 21~30人槽 2,607×基数 (6) 31~50人槽 3,501×基数 (7) 51人槽~ 3,906×基数	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円) 516×基数 696×基数 963×基数 1,650×基数 2,736×基数 3,660×基数 4,080×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するため必要な経費
BOD除去能力に関する高度処理型の変則浄化槽	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。		

既設の浄化槽の改築	改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するために必要な経費
-----------	---------------------------	--

別表4

1 区分	2 基 準 額	3 対象経費																											
浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかるわらず本欄による。 (千円)																											
変則浄化槽	<table border="1"> <tr> <td>(1) 5人槽</td> <td>861×基数</td> <td>909×基数</td> </tr> <tr> <td>(2) 6～7人槽</td> <td>1,038×基数</td> <td>1,104×基数</td> </tr> <tr> <td>(3) 8～10人槽</td> <td>1,352×基数</td> <td>1,446×基数</td> </tr> <tr> <td>(4) 11～15人槽</td> <td>2,024×基数</td> <td>2,169×基数</td> </tr> <tr> <td>(5) 16～20人槽</td> <td>2,778×基数</td> <td>2,937×基数</td> </tr> <tr> <td>(6) 21～25人槽</td> <td>3,510×基数</td> <td>3,675×基数</td> </tr> <tr> <td>(7) 26～30人槽</td> <td>4,366×基数</td> <td>4,593×基数</td> </tr> <tr> <td>(8) 31～40人槽</td> <td>4,733×基数</td> <td>4,941×基数</td> </tr> <tr> <td>(9) 41～50人槽</td> <td>5,703×基数</td> <td>5,934×基数</td> </tr> </table> <p>(10) 51～100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内</p> <p>(12) 調査費 処理槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額</p> <p>(13) 計画策 策調査 費 新たな処理槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額</p> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>	(1) 5人槽	861×基数	909×基数	(2) 6～7人槽	1,038×基数	1,104×基数	(3) 8～10人槽	1,352×基数	1,446×基数	(4) 11～15人槽	2,024×基数	2,169×基数	(5) 16～20人槽	2,778×基数	2,937×基数	(6) 21～25人槽	3,510×基数	3,675×基数	(7) 26～30人槽	4,366×基数	4,593×基数	(8) 31～40人槽	4,733×基数	4,941×基数	(9) 41～50人槽	5,703×基数	5,934×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、処理槽又は変則処理槽を整備するために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費
(1) 5人槽	861×基数	909×基数																											
(2) 6～7人槽	1,038×基数	1,104×基数																											
(3) 8～10人槽	1,352×基数	1,446×基数																											
(4) 11～15人槽	2,024×基数	2,169×基数																											
(5) 16～20人槽	2,778×基数	2,937×基数																											
(6) 21～25人槽	3,510×基数	3,675×基数																											
(7) 26～30人槽	4,366×基数	4,593×基数																											
(8) 31～40人槽	4,733×基数	4,941×基数																											
(9) 41～50人槽	5,703×基数	5,934×基数																											
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の処理槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかるわらず本欄による。 (千円)																											
窒素又は燐 除去能力を 有する高度 処理型の変 則処理槽	<table border="1"> <tr> <td>(1) 5人槽</td> <td>1,020×基数</td> <td>1,080×基数</td> </tr> <tr> <td>(2) 6～7人槽</td> <td>1,134×基数</td> <td>1,212×基数</td> </tr> <tr> <td>(3) 8～10人槽</td> <td>1,380×基数</td> <td>1,482×基数</td> </tr> <tr> <td>(4) 11～15人槽</td> <td>2,139×基数</td> <td>2,289×基数</td> </tr> <tr> <td>(5) 16～20人槽</td> <td>3,288×基数</td> <td>3,477×基数</td> </tr> <tr> <td>(6) 21～25人槽</td> <td>4,140×基数</td> <td>4,356×基数</td> </tr> <tr> <td>(7) 26～30人槽</td> <td>4,812×基数</td> <td>5,049×基数</td> </tr> <tr> <td>(8) 31～40人槽</td> <td>5,592×基数</td> <td>5,856×基数</td> </tr> <tr> <td>(9) 41～50人槽</td> <td>6,441×基数</td> <td>6,729×基数</td> </tr> </table> <p>(10) 51～100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内</p> <p>(12) 調査費 処理槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額</p> <p>(13) 計画策 策調査 費 新たな処理槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額</p> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>	(1) 5人槽	1,020×基数	1,080×基数	(2) 6～7人槽	1,134×基数	1,212×基数	(3) 8～10人槽	1,380×基数	1,482×基数	(4) 11～15人槽	2,139×基数	2,289×基数	(5) 16～20人槽	3,288×基数	3,477×基数	(6) 21～25人槽	4,140×基数	4,356×基数	(7) 26～30人槽	4,812×基数	5,049×基数	(8) 31～40人槽	5,592×基数	5,856×基数	(9) 41～50人槽	6,441×基数	6,729×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の処理槽又は変則処理槽を整備するために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費
(1) 5人槽	1,020×基数	1,080×基数																											
(2) 6～7人槽	1,134×基数	1,212×基数																											
(3) 8～10人槽	1,380×基数	1,482×基数																											
(4) 11～15人槽	2,139×基数	2,289×基数																											
(5) 16～20人槽	3,288×基数	3,477×基数																											
(6) 21～25人槽	4,140×基数	4,356×基数																											
(7) 26～30人槽	4,812×基数	5,049×基数																											
(8) 31～40人槽	5,592×基数	5,856×基数																											
(9) 41～50人槽	6,441×基数	6,729×基数																											

窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	(千円)	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。		(千円)	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の理浄化槽又は変則浄化槽を整備するため必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費
		(1) 5人槽	1,137×基数		
		(2) 6～7人槽	1,431×基数		
		(3) 8～10人槽	1,932×基数		
		(4) 11～15人槽	2,787×基数		
		(5) 16～20人槽	4,287×基数		
		(6) 21～25人槽	5,394×基数		
		(7) 26～30人槽	6,270×基数		
		(8) 31～40人槽	7,287×基数		
		(9) 41～50人槽	8,397×基数		
	(10) 51～100人槽	環境大臣に協議し承認を得た額		×基数	
	(11) 事務費	(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内			
	(12) 調査費	浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額			
	(13) 計画策定調査費	新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額			
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。					
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽	(千円)	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。		(千円)	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するため必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費
		(1) 5人槽	1,083×基数		
		(2) 6～7人槽	1,377×基数		
		(3) 8～10人槽	1,848×基数		
		(4) 11～15人槽	2,649×基数		
		(5) 16～20人槽	4,074×基数		
		(6) 21～25人槽	5,127×基数		
		(7) 26～30人槽	5,958×基数		
		(8) 31～40人槽	6,924×基数		
		(9) 41～50人槽	7,977×基数		
	(10) 51～100人槽	環境大臣に協議し承認を得た額		×基数	
	(11) 事務費	(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内			
	(12) 調査費	浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業の調査に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額			
	(13) 計画策定調査費	新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額			
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。					

※基準額の特例

浄化槽の設置と共に伴い必要となる単独処理浄化槽（使用後10年のものに限る。）の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。

様式第1 交付金交付申請書

様式1-1

番号
年月日

環境大臣 殿

申請者 氏名

印

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付申請書

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業について、交付金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(備考) 本様式に様式1-2、様式1-3及び様式1-4をあわせたものが申請書である。

様式 1-2

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付申請額表

事業主体名 :

循環型社会形成推進地域計画承認通知年月日 :

循環型社会形成推進地域計画期間 :

(単位:千円)

交付対象事業	交付金額	摘要
循環型社会形成推進交付金事業		(単年度交付額及び単年度交付額を算出する式を記載)
(内訳)		

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業別表（交付申請）

(単位：千円)

事業の内容		交付金の算出方法	
事業名		事業費 (C)	
処理能力		控除額 (D)	
処理方式		交付基本額 (E) = (C) - (D)	
全体事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日	交付金額 (F)	
当該年度事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日		摘要
全体事業	総事業費		
全体事業	総交付基本額		
当該年度事業	総事業費		
当該年度事業に係る経費の配分 (交付対象経費)			
本工事費			
付帯工事費			
廃焼却施設解体費			
用地費及び補償費			
調査費			
工事雑費			
その他			
工事費計 (A)			
事務費 (B)			
事業費 (C) = (A) + (B)			

(備考) 「経費の配分」欄のうち、必要のない費目は削除してさしつかえない。

様式1-4

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業費財源表

事業主体名

(単位:千円)

区分		金額
国庫交付金		
地方負担金	一般歳入	
	地方債	
	受益者負担金	
	都道府県補助金	
	市町村分担金	
	その他の	
	計	
総事業費		

(備考)

1. 総事業費とは、当該年度の交付対象事業の事業費総額をいい、申請の際に
おける予定額を含む。
2. その他に計上したものについては、内容を摘要欄に記載すること。
3. 地方負担金が一般歳入・地方債のみの場合は、本表の提出は必要ない。

様式第2 交付金交付申請報告書

番号
年月日

環境大臣 殿

都道府県知事

印

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付申請報告書

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業について、別紙のとおり交付金の交付申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく報告します。

(備考) 報告書とともに、申請者が提出した様式第1を提出すること。

様式第3 交付金交付決定変更申請書

様式3-1

番号
年月日

環境大臣 殿

申請書 氏名

印

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付決定変更申請書

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業について交付決定の内容等を次のとおり
変更したいので、下記のとおり申請します。

交付対象事業	交付決定 年月日 番号	変更申請の 主たる理由

- (備考) 1. 本様式に、様式3-2の表をあわせたものが申請書である。
2. 「変更申請の主な理由」は、事業ごとに簡潔に記載すること。

様式 3-2

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付決定変更額表

事業主体名 〇〇

(単位:千円)

交付対象事業	交 付 決 定 額	変 更 増△減額	改交付決定額	摘要

様式第4 交付金交付決定変更申請報告書

番号
年月日

環境大臣 殿

都道府県知事

印

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付決定変更申請報告書

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業について、別紙のとおり交付決定の内容等の変更の申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、これを変更されたく、報告します。

(備考) 報告書とともに、申請者が提出した様式第3を提出すること。

様式第5 交付対象事業の完了予定期日変更報告書

番号
年月日

環境大臣 殿

申請者氏名

印

平成〇〇年度交付対象事業の完了予定期日変更報告書

交付対象事業	交付決定額		完了予定期日		予算の繰越		変更の理由
	番号 年月日	交付金額	変更前	変更後	種別	繰越額	

- (備考) 1. 記載順は、「明許繰越」、「事故繰越」、「繰越を伴わないもの」の順に記載すること。
2. 予算の繰越を伴わない場合は、「予算の繰越」欄の記入を要しない。

番号
年月日

環境大臣 殿

申請者 氏名

印

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金交付決定取消申請書

平成 年 月 日付環廃対発第 号をもって交付金の交付決定を受けた
平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金について、下記のとおり当該交付決定の全部
の取消を申請します。

記

1. 交付対象事業
2. 交付金交付決定額 円
3. 交付金交付決定取消額 円
4. 交付金交付決定取消申請理由
(具体的かつ詳細に記載すること)

(備考)

1. 交付決定を受けた後、当該年度中にその交付決定の取消を申請する場合に用いること。
2. 一部取消については、交付決定額の減額として取り扱うこと。

様式第7 交付金事業実績報告書

様式7-1

番号
年月日

知事殿

申請者氏名

印

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業実績報告書

平成〇〇年度において国庫交付金の交付を受けた標記事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(備考) 本様式に様式7-2、様式7-3及び様式7-4をあわせたものが報告書である。

様式7-2

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金実績報告額表

事業主体名

循環型社会形成推進地域計画承認通知年月

循環型社会形成推進地域計画期間

項目	事業年度	交付基本額 (A)	交付決定期額 (B)	交付金所要額 (A-B)	調整額 (A-B)	交付金受入済額 (C)	差引過不足額 (B-C)	備考
循環型社会形成推進 交付金事業	(過年度分) (当該年度分) (合計)							
(内訳)	(過年度分) (当該年度分) (合計)							
	(過年度分) (当該年度分) (合計)							
	(過年度分) (当該年度分) (合計)							
	(過年度分) (当該年度分) (合計)							
	(過年度分) (当該年度分) (合計)							
	(過年度分) (当該年度分) (合計)							
	(過年度分) (当該年度分) (合計)							
	(過年度分) (当該年度分) (合計)							
	(過年度分) (当該年度分) (合計)							

様式 7-3

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業別表（実績報告）

(単位：千円)

事業の内容		交付金の算出方法	
事業名		事業費 (C)	
処理能力		控除額 (D)	
処理方式		交付基本額 (E) = (C) - (D)	
全体事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日	交付金額 (F)	
当該年度事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日		摘要
全体事業	総事業費		
全体事業	総交付基本額		
当該年度事業	総事業費		
当該年度事業に係る経費の配分 (交付対象経費)			
本工事費			
付帯工事費			
廃焼却施設解体費			
用地費及び補償費			
調査費			
工事雑費			
その他			
工事費計 (A)			
事務費 (B)			
事業費 (C) = (A) + (B)			

(備考) 「経費の配分」欄のうち、必要のない費目は削除してさしつかえない。

様式7-4

平成〇〇年度循環型社会形成推進交付金事業費財源精算表

事業主体名

(単位:千円)

区分		金額
国庫交付金		
地方負担金	一般歳入	
	地方債	
	受益者負担金	
	都道府県補助金	
	市町村分担金	
	その他の	
	計	
総事業費		

(備考)

1. 総事業費とは、当該年度の交付対象事業の事業費総額をいう。
2. その他に計上したものについては、内容を摘要欄に記載すること。
3. 地方負担金が一般歳入・地方債のみの場合は、本表の提出は必要ない。

6. よくある質問

問1 人口、面積要件を共に満たしていない市ですが、一部だけ「過疎地域」に指定されています。この場合も「要綱第3第1項ただし書き」の対象と考えていいのでしょうか。

答 要綱第3第1項のただし書きの地域が、一部でも含まれている地域は、人口又は面積に関わらず対象となります。ただ、この場合においても近隣市町村と連携を図り地域計画の対象としての広域化(事業の連携・共同が肝腎であって、施設を集約する必要は必ずしもありません。)を図ることを検討して下さい。(「VII. 地域特例関係の施設とは?」を参考にして下さい。)

問2 地域計画期間は「概ね5カ年間」とありますが、具体的にはどのぐらいの期間を指すのでしょうか。

答 「概ね5カ年間」の範囲は、5年以上7年以下としております。施設整備の工期が8年以上になる場合には、地域計画を「1期計画、2期計画」と分割して作成して下さい。その場合も各計画に係る期間は5年以上として下さい。また、工期が5年未満であっても地域計画は5年間で作成して下さい。

問3 リサイクルセンターとストックヤードを3カ年の工期で整備する場合でも5カ年以上の計画を作成する必要があるとのことですが、残りの2年間において、全く施設整備をしなくてもいいのでしょうか。

答 問2のとおり地域計画は5年以上の期間で作成をお願いしているところです。地域計画の最初の3年間のみ施設整備を行う場合であっても承認されます。残りの2年間についても、発生抑制・再使用の推進等に関する施策(地域計画の「施策の内容」に記載した施策、事業等)を行います。

問4 A市が作成する地域計画に、B市から委託を受けて処理する廃棄物量を含むことは可能でしょうか。(※B市は、財政難の理由から施設の整備が不可能であり、一般廃棄物の処理はA市に委託しています。)

答 可能です。ただし、A市及びB市の地域として地域計画を作成して下さい。

問5 平成17年4月18日付事務連絡には「浄化槽設置整備のみの計画については、当面、従来からの市町村の生活排水処理基本計画をもって、地域計画に代わるものとして取り扱うことができる」とありますが、この場合であっても協議会の開催は必要でしょうか。

答 浄化槽設置整備のみの場合は、生活排水処理基本計画をもって、地域計画に代わるものとしております。この場合、協議会の開催は不要です。

問6 現在計画している施設整備の総事業費は10億円程度(うち、交付対象事業費は8億円程度)になります。ただ、初年度の必要額は、1千万円を下回ります。この場合でも交付の対象となりますか。

答 交付対象事業費の合計が1千万円以上であれば、初年度が1千万円以下であっても交付対象となります。

問7 交付取扱要領第12(3)に「交付の対象となる事業は、地域計画に基づく事業であって交付対象事業費の合計が1千万円以上となる事業であること。」とあります。施設整備に関する計画支援事業も交付対象事業費の合計が1千万円以上であることが必要でしょうか。また、廃焼却施設を解体する場合、その跡地に整備する施設に要する費用が1千万円以上であることが必要でしょうか。

答 交付取扱要領の「1千万円」とは、施設整備(浄化槽設置整備を除く)を対象とした規定です。施設整備は、各々の事業の交付対象事業費が1千万円以上あることが必要となります。浄化槽設置整備、施設整備に関する計画支援事業には1千万円の規定は該当しません。

また、廃焼却施設を解体する場合、解体費と合わせて1千万円以上であれば跡地に整備する施設に要する費用の額や、解体費との大小は問いません。

問8 浄化槽設置のための広報活動としての「ポスター作成、チラシ配布等」を考えています。これらについても計画支援事業の対象となりますか。

答 対象となりません。施設整備に関する計画支援事業は、廃棄物処理施設整備事業及び浄化槽に係る事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行う事業です。(「VII. 施設整備に関する計画支援事業とは?」参照)

問9 マテリアルリサイクル推進施設のうち、「リサイクルセンター」は、その処理能力が5t／日未満の場合に限り交付の対象となるのでしょうか。

答 従来は、処理能力5t／日未満の施設を「リサイクルセンター」、5t／日以上の施設を「リサイクルプラザ」の取扱いをしていました。3R推進交付金の「リサイクルセンター」に処理能力の制限はありません。また、処理能力が5t／日未満の施設であっても、「中古品・不用品の再生を行うための設備」を設置することができます。

問10 エネルギー回収推進施設のうち、「熱回収施設」は、その施設規模が100t/日以上に限り交付の対象となるのでしょうか。また、回収した熱の使用方法として、白煙防止装置による排気ガスの再加熱等場内利用を含み熱回収率等を計算していいのでしょうか。

答 都道府県が広域化計画に沿ったものと判断すれば、100t/日未満の施設であっても対象となります。また、余熱の利用先は、当面のところ基本的に全ての有効利用分を認めております。(利用先例:発電、誘引送風機、白煙防止装置、排水蒸発処理、場内給湯・冷暖房 等)

7. 問い合わせ先

【環境本省】

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL:03(3581)3351 (代表) 内線:6850~1

【地方環境事務所】

北海道地方環境事務所 環境対策課

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地 ユーネットビル9F

TEL:011-251-8702

東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F

TEL:022-722-2871

関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F

TEL:048-600-0814

中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-4-6 桜通大津第一生命ビル4F

TEL:052-955-2132

近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマート(OMM)ビル8F

TEL:06-4792-0702

中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

〒700-0984 岡山県岡山市桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル1、4F

TEL:086-223-1584

九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

〒862-0913 熊本県熊本市尾上1-6-22

TEL:096-214-0328

the first time in the history of the world, the power of the people to control the government.

It is a great step forward in the progress of the world. It is a great victory for the people. It is a great victory for the cause of justice and freedom.

It is a great victory for the cause of democracy. It is a great victory for the cause of the working class.

It is a great victory for the cause of the poor and the oppressed. It is a great victory for the cause of the masses.

It is a great victory for the cause of the revolution. It is a great victory for the cause of the future.

It is a great victory for the cause of the people. It is a great victory for the cause of the world.

It is a great victory for the cause of the working class. It is a great victory for the cause of the poor and the oppressed.

It is a great victory for the cause of the revolution. It is a great victory for the cause of the future.

It is a great victory for the cause of the people. It is a great victory for the cause of the world.

It is a great victory for the cause of the working class. It is a great victory for the cause of the poor and the oppressed.

It is a great victory for the cause of the revolution. It is a great victory for the cause of the future.

It is a great victory for the cause of the people. It is a great victory for the cause of the world.

It is a great victory for the cause of the working class. It is a great victory for the cause of the poor and the oppressed.

It is a great victory for the cause of the revolution. It is a great victory for the cause of the future.

It is a great victory for the cause of the people. It is a great victory for the cause of the world.

It is a great victory for the cause of the working class. It is a great victory for the cause of the poor and the oppressed.

It is a great victory for the cause of the revolution. It is a great victory for the cause of the future.

It is a great victory for the cause of the people. It is a great victory for the cause of the world.

It is a great victory for the cause of the working class. It is a great victory for the cause of the poor and the oppressed.

It is a great victory for the cause of the revolution. It is a great victory for the cause of the future.

It is a great victory for the cause of the people. It is a great victory for the cause of the world.